

令和 2(2020)年度
自己点検・評価報告書

令和 3(2021)年 3 月
広島国際大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	11
基準 1. 使命・目的等	11
基準 2. 学生	16
基準 3. 教育課程	44
基準 4. 教員・職員	58
基準 6. 内部質保証	72
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	78
基準 A. 社会連携	78

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）の設置者は、学校法人常翔学園（平成 20(2008)年 4 月に学校法人大阪工大摂南大学から改称）（以下「本学園」という）である。
- ・本学園は、本学に加え大阪工業大学、摂南大学、常翔学園中学校・高等学校、常翔啓光学園中学校・高等学校（以下「姉妹校」という）を設置している。

1. 本学園の建学の精神

- ・本学園の「建学の精神」は、次のとおりである。

世のため、人のため、地域のため、

理論に裏付けられた実践的技術をもち、現場で活躍できる専門職業人を育成する。

- ・本学園は、大正 11(1922)年に創設した関西工学専修学校が始まりである。
- ・関西工学専修学校は、本庄京三郎（甲陽土地社長・大正信託代表取締役）を校主とし、校長・工学博士の片岡安（大阪工業会理事長）をはじめ、池田實（大阪府建築課長）を中心に、島重治（大阪府土木課長）、中村琢治郎（大阪府営繕課長）、直木倫太郎（大阪市港湾部長兼都市計画部長）、澤井準一（大阪市水道部長）、清水熙（大阪市電気鉄道部技師長）、奥村泰助（大阪府土木主事）、田上憲一（大阪府技師）、境田賢吉（日本電力株式会社土木部長）、小野捨次郎、大橋導雄、岡崎忠三郎等の協力を得て創設されたものである。
- ・当時、わが国の工業教育に対する認識は浅く、とくに商業中心の大阪での工業教育機関は微々たるものに過ぎなかった。このような時代に、将来、工学技術者の必要な時代が必ず到来することを察知し、私立学校の経営では最も難しいといわれる工業教育に、あえて踏み切った関係者のパイオニア精神は注目に値する。
- ・関西工学専修学校の創設に関わったうちの一人である初代校長の片岡安の情熱は、「工業化する大阪の現場に即戦力として活躍できる人材、都市改造の現場ですぐに役立つ人材を輩出すること」であり、本学園の「建学の精神」は、その情熱を受け継いだものである。

2. 本学園の経営理念

- ・本学園の経営理念「四位一体」^{よんみいつたい}は、次のとおりである。

「学生・生徒」「保護者」「卒業生」「教職員」を一つの「家族」（絆～きずな～）ととらえた経営を行うことで全員が一丸となって多くの優秀な人材を世の中に送り出し、社会と学園の永続的な成長と発展をめざす。

- ・この四位一体^{よんみいつたい}の理念に基づく経営を行うために必要なものは、「互いの信頼関係」とその信頼を生み出す「コミュニケーション」である。
- ・そこには、家族として互いを認め、理解し、信頼することが根底になければならない。上記の「四位」が信頼で結ばれ一体となることで社会に対して大きな力となり、また相互の指導や切磋琢磨により常に成長を続けることが可能である。本学園では、「四位」^{よんみ}がともに上位の成果をめざしてチャレンジし、その過程において自らも大きく成長していけるような学園運営^{よんみ}を理念としている。

3. 本学園の長期ビジョン

- ・本学園は、令和4(2022)年に創立100周年を迎える。100周年に向けて次のとおりビジョンを定め、日々の活動に取り組んでいる。

次代の要請に的確に応え、社会から選ばれる教育機関であり続けるために、「透明性の高い経営」を推し進め、「魅力ある教育」を実現する。

4. 本学の目的

- ・本学は広島国際大学（以下「本大学」という）、広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）及び広島国際大学助産学専攻科（以下「助産学専攻科」という）は、本学園の姉妹校とも連携し、建学の精神である「現場で活躍できる専門職業人の育成」を行っている。

(1)本大学の目的

- ・本大学は、「保健・医療と福祉を軸に世界平和を創造する大学」という理念のもと、保健医療学部と医療福祉学部の2学部で平成10(1998)年4月に開学した。
- ・その後、「Ⅱ. 沿革と現況」に示すように総合大学をめざし、工学部等を設置したが、平成25(2013)年度、開学15周年の節目に、本大学の目的や教育の理念を改めて問い直し、健康・医療・福祉分野の総合大学として本格的な一歩を踏み出すことを決め、大規模な改組を行った。
- ・これに伴い、広島国際大学学則第1条(目的)に規定している本大学の目的を改定した。
広島国際大学は、ひとと共に歩み、こころに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。
- ・令和2(2020)年度における学部・学科の構成は以下のとおりであり、広島国際大学学則第3条に規定している。

- 1)保健医療学部診療放射線学科
- 2)保健医療学部医療技術学科
- 3)保健医療学部救急救命学科
- 4)総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科
- 5)看護学部看護学科
- 6)薬学部薬学科
- 7)健康科学部心理学科
- 8)健康科学部医療栄養学科
- 9)健康科学部医療経営学科
- 10)健康科学部医療福祉学科
- 11)健康スポーツ学部健康スポーツ学科

(2)本大学院の目的

- ・本学は、本大学院の目的を、広島国際大学大学院学則第1条(目的)に次のように規定している。

広島国際大学大学院は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、

その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

- ・令和 2(2020)年度における研究科・専攻の構成は以下のとおりであり、広島国際大学大学院学則第 4 条に規定している。

- 1)看護学研究科看護学専攻
- 2)医療・福祉科学研究科医療工学専攻
- 3)医療・福祉科学研究科医療福祉学専攻
- 4)医療・福祉科学研究科医療経営学専攻
- 5)心理科学研究科臨床心理学専攻
- 6)心理科学研究科実践臨床心理学専攻
- 7)薬学研究科医療薬学専攻

(3)助産学専攻科の目的

- ・本学は平成 23(2011)年 4 月に、助産学専攻科を設置した。その目的を、広島国際大学助産学専攻科規定第 2 条（目的）に次のように規定している。

本専攻科は、その専門性が高度に求められる職業を担うための学識および卓越した助産実践能力を培い、高度医療化や国際化にも対応できるリプロダクティブ分野におけるスペシャリストを育成するとともに専門的な学術の理論およびその応用を教授研究することにより、地域の周産期医療や福祉および国際協力に寄与することを目的とする。

5. 本学の教育の理念

- ・平成 25(2013)年度、健康、医療、福祉を軸とした健康・医療・福祉分野の総合大学として大学の方向性を定め、それに基づいて教育の理念を改定した。
- ・本学の教育の理念は次のとおりである。

本学における教育は、命の尊厳と豊かな人間性を基本理念とする。この理念に基づき、新しい時代が求める専門的な知識と技術の修得を進めるとともに、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成する。

6. 本学の将来像

- ・平成 27(2015)年度、開学 20 周年を前に学園創立 100 周年に向けて、大学の将来像を「ともにしあわせになる学び舎」と定めた。
- ・健康・医療・福祉の分野で高い専門性と豊かなこころを備えたひとを育成し、地域と社会の未来に貢献する。また、生涯にわたり学び続ける人をサポートする。

7. 本学の個性・特色

- ・本学は、本学園の建学の精神及び本学の目的の具現化をめざし、健康、医療、福祉の分野を主力とした大学教育を展開し、地域社会と国際社会へ貢献することをめざしている。そのために、本学は、以下の特色ある教育体制及び学生支援体制を備えている。

(1)専門職業人の育成

- ・本学の教育の理念に基づき、健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人を育成している。
- ・具体的な取り組みのひとつとして、国家試験合格に向けた各学部・学科及び助産学専攻科独自の徹底した学修支援を行っている。それにより、各学部・学科とも国家試験の合格率はおおむね高い。
- ・在学中に本学が指定する資格試験に合格した、あるいは、一定の基準点に達した場合、奨励金を支給する制度を設けている。

(2)海外研修・国際交流

- ・全学の海外研修プログラムとして「海外語学研修(英語・韓国語)」、「海外医療英語研修」、「海外チャレンジプロジェクト」を実施している。さらに、学部・学科独自に海外研修を企画・実施している。
- ・平成 25(2013)年度に設置した「総合教育センター」において、海外研修、海外留学にかかる事前の語学力向上を支援している。
- ・本学園は、ベトナム・ホーチミン医科薬科大学及び国立薬用天然物研究所、韓国・大田大学校と協定を結んでいる。さらに本学は、米国・ノースカロライナ大学、米国・ベルビュー大学、英国・オックスフォードブルックス大学、中国・蘇州大学文正学院、中国・蘇州大学応用技術学院、中国・蘇州科技大学、台湾・中台科技大学、台湾・慈済科技大学と大学間協定を結んでいる。学部間では、米国・テネシー大学薬学部、米国・マーサー大学薬学部、中国・首都医科大学リハビリテーション医学院と協定を結んでいる。

(3)四位一体による学生支援

- ・学生指導の面で、1年次に少人数制の演習「チュートリアル」を用意し、担当教員が学修を含む大学生活全般をサポートすることで安心して学べる環境を整えている。
- ・全専任教員及び助手が授業時間以外にオフィスアワーを週1時限(90分)以上設け、学生に周知し、学生の学修支援・教育相談を行っている。
- ・本学学生の保護者からなる「後援会」組織と連携して「HIU 保護者ミーティング」(HIU:Hiroshima International University)を開催している。
- ・本学卒業生からなる「校友会」が組織されており、卒後教育、研修会の支援を通じて卒業後のネットワーク作りを支援している。
- ・大学生活、授業や単位取得、進路や就職活動等の疑問や悩みについて、学生同士が相互に助け合う学生ボランティアによる支援体制を構築し、この任に当たるピア・サポーターが活躍している。

(4)学生の教育支援

- ・大学教育全般の向上を推進し、広く社会に貢献できる専門職業人の育成を支援することを目的として、平成 25(2013)年 4 月に総合教育センターを設置した。総合教育センターでは本学の教育の理念のもと、「学力推進部門」、「基盤教育検討部門」、「専門職連携教育(IPE)推進部門」(IPE:Interprofessional Education、以下「IPE」という)、「FD・SD部門」(FD:Faculty Development、SD:Staff Development)、「ICT活用教育推進部門」(ICT:Information and Communication Technology、情報通信技術)、「キャリア教育推進部門」、「医学教育推進部門」の 7 部門を設置して教育活動の質的向上を推進し、学修支援や教育方法の改善等を通じて、教育活動を全面的に支援している。

(5) 専門職連携教育 (IPE)

- 本大学では、健康・医療・福祉分野の総合大学ならではの教育として、平成 25(2013)年 4 月から、時代が求める医療人を育成するために、学部・学科の垣根を越えた全学的な「広島国際大学 IPE」を開始した。
- 本大学の IPE は、初年次に健康、医療、福祉に関わる分野の専門職の仕事を理解することから始まり、専門職のチームとはどのようなものか、また、学生各自がめざす専門職がどのように利用者に携わることができるかを在学中に学ぶものである。
- 令和 2(2020)年度からは、薬学部を除く全学部において、本大学のスタンダード科目(全学必修科目)として、「専門職連携基礎演習Ⅰ」「専門職連携基礎演習Ⅱ」「専門職連携総合演習Ⅰ」「専門職連携総合演習Ⅱ」を配置し、IPE を行っている。薬学部については、専門教育科目に配置し実施しているが、令和 3 (2021) 年度よりカリキュラム改訂を行い、スタンダード科目に配置する予定である。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

平成 10(1998)年	広島国際大学を開学 保健医療学部(看護学科、診療放射線学科、臨床工学科)と医療福祉学部(医療福祉学科、医療経営学科)を設置
平成 13(2001)年	人間環境学部(臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科)を増設
平成 14(2002)年	社会環境科学部(建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科)を増設
平成 15(2003)年	保健医療学部の看護学科を看護学部看護学科に改組 大学院を開設し、看護学研究科に看護学専攻(修士課程)、総合人間科学研究科に臨床心理学専攻(博士課程)、医療工学専攻(修士課程)、医療経営学専攻(修士課程)を設置
平成 16(2004)年	薬学部(薬学科)を増設 大学院総合人間科学研究科に医療福祉学専攻(修士課程)を増設
平成 17(2005)年	大学院総合人間科学研究科に医療工学専攻(博士課程)を増設
平成 18(2006)年	保健医療学部に理学療法学科を増設 人間環境学部(臨床心理学科、言語・コミュニケーション学科、感性情報学科)を心理学部(臨床心理学科、コミュニケーション学科、感性デザイン学科)に改称 薬学部(薬学科)を6年制に移行
平成 19(2007)年	大学院に社会環境科学研究科を増設し、建築・環境学専攻(修士課程)と情報通信学専攻(修士課程)を設置 社会環境科学部(建築創造学科、住環境デザイン学科、情報通信学科)を工学部(建築学科、住環境デザイン学科、情報通信学科、機械ロボティクス学科)に改組 大学院総合人間科学研究科にコミュニケーション学専攻(修士課

広島国際大学

	程)と実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)を増設し、臨床心理学専攻を博士課程から博士後期課程に改組
平成 20(2008)年	大学院総合人間科学研究科に感性デザイン学専攻(修士課程)を増設
	学校法人大阪工大摂南大学を学校法人常翔学園と改称
平成 21(2009)年	大学院総合人間科学研究科を医療・福祉科学研究科(医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻)と心理科学研究科(臨床心理学専攻、コミュニケーション学専攻、感性デザイン学専攻、実践臨床心理学専攻)に改組
	大学院社会環境科学研究科を工学研究科へ改称
平成 23(2011)年	保健医療学部の理学療法学科を総合リハビリテーション学科、心理学部のコミュニケーション学科をコミュニケーション心理学学科、医療福祉学部の医療経営学科を医療経営学部医療経営学科に改組
	助産学専攻科を設置
	心理学部の感性デザイン学科及び工学部の建築学科と機械ロボティクス学科の学生募集を停止
平成 24(2012)年	大学院に薬学研究科医療薬学専攻(博士課程)を設置
	大学院看護学研究科看護学専攻(修士課程)を博士課程に課程変更
平成 25(2013)年	保健医療学部の総合リハビリテーション学科を総合リハビリテーション学部(リハビリテーション学科、リハビリテーション支援学科)、保健医療学部の臨床工学科を医療技術学科に改組
	工学部の住環境デザイン学科と情報通信学科の学生募集を停止
平成 26(2014)年	医療栄養学部医療栄養学科を増設
平成 27(2015)年	心理学部(臨床心理学科、コミュニケーション心理学科)を心理学部心理学科に改組
	大学院心理科学研究科の感性デザイン学専攻の学生募集を停止
平成 29(2017)年	大学院工学研究科の学生募集を停止
平成 31(2019)年	大学院心理科学研究科のコミュニケーション学専攻の学生募集を停止
令和 2(2020)年	健康スポーツ学部健康スポーツ学科を増設
	心理学部心理学科、医療栄養学部医療栄養学科、医療経営学部医療経営学科、医療福祉学部医療福祉学科を健康科学部(心理学科、医療栄養学科、医療経営学科、医療福祉学科)に改組
	保健医療学部の医療技術学科救急救命学専攻を保健医療学部救急救命学科に改組
	総合リハビリテーション学部のリハビリテーション支援学科義肢装具学専攻を総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科義肢装具学専攻に改組

2. 本学の現況（令和2(2020)年5月1日現在）

・大学名

広島国際大学

・所在地

東広島キャンパス： 広島県東広島市黒瀬学園台 555 番地 36

呉キャンパス： 広島県呉市広古新開 5 丁目 1 番 1 号

・学部の構成

学部

保健医療学部	診療放射線学科
	医療技術学科
	救急救命学科
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科
看護学部	看護学科
薬学部	薬学科
健康科学部	心理学科
	医療栄養学科
	医療経営学科
	医療福祉学科
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科

研究科

看護学研究科	看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻（博士前期課程・博士後期課程）
	医療福祉学専攻（修士課程）
	医療経営学専攻（修士課程）
心理科学研究科	臨床心理学専攻（博士後期課程）
	実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）
薬学研究科	医療薬学専攻（博士課程）

助産学専攻科

助産学専攻科

広島国際大学

・ 学生数、教員数、職員数

学科別学生数

学部	学科	入学定員（収容定員）	在籍学生数
保健医療学部	診療放射線学科	70(280)	312
	医療技術学科 ^(*)	100(400)	453
	救急救命学科 ^(*)	50(200)	61
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 ^(*)	180(720)	624
	リハビリテーション支援学科	—	75
医療福祉学部	医療福祉学科	—	209
医療経営学部	医療経営学科	—	259
心理科学部	臨床心理学科	—	2
心理学部	心理学科	—	264
健康科学部	心理学科 ^(*)	100(400)	83
	医療栄養学科 ^(*)	60(240)	75
	医療経営学科 ^(*)	90(360)	49
	医療福祉学科 ^(*)	100(400)	61
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科 ^(*)	70(280)	76
看護学部	看護学科	120(500)	474
薬学部	薬学科 [6年制]	120(720)	623
医療栄養学部	医療栄養学科	—	153
合 計		1,060 (4,500)	3,853

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在（単位：人）^[(*)]：学年進行中]
 学生募集を停止している学科は、入学定員をハイフンとしている
 収容定員には編入学定員を含む

広島国際大学

専攻別学生数

研究科	専攻	入学定員(収容定員)	在籍学生数
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	10(20)	1
	看護学専攻 博士後期課程	3(9)	0
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻 博士前期課程	10(20)	26
	医療工学専攻 博士後期課程	2(6)	6
	医療福祉学専攻 修士課程	5(10)	4
	医療経営学専攻 修士課程	5(10)	2
心理科学研究科	臨床心理学専攻 博士後期課程	2(6)	1
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	20(40)	27
薬学研究科	医療薬学専攻 博士課程	2(8)	5
合計		59(129)	72

令和2(2020)年5月1日現在(単位:人)

助産学専攻科学生数

専攻科	入学定員(収容定員)	在籍学生数
助産学専攻科 [1年制]	10(10)	7

令和2(2020)年5月1日現在(単位:人)

学科別教員数

学部	学科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
保健医療学部	診療放射線学科	8	5	2	3	0	18
	医療技術学科 ^(*)	8	2	8	1	2	21
	救急救命学科 ^(*)	4	2	2	0	0	8
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科 ^(*)	16	9	12	3	0	40
看護学部	看護学科	7	11	7	6	7	38
薬学部	薬学科	16	14	9	11	0	50
健康科学部	心理学科 ^(*)	5	8	4	1	0	18
	医療栄養学科 ^(*)	7	11	7	6	7	38
	医療経営学科 ^(*)	7	4	3	1	0	15
	医療福祉学科 ^(*)	8	8	5	1	0	22
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科 ^(*)	5	1	2	1	0	9
合計		91	75	61	34	16	277

令和2(2020)年5月1日現在(単位:人) [^(*): 学年進行中]

専攻別教員数

研究科	専攻	授業担当教員	特別研究指導教員	専任教員数
看護学研究科	看護学専攻 博士前期課程	0	6	0
	看護学専攻 博士後期課程	0	5	0
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻 博士前期課程	33	40	0
	医療工学専攻 博士後期課程	13	22	0
	医療福祉学専攻 修士課程	6	6	0
	医療経営学専攻 修士課程	8	14	0
心理科学研究科	臨床心理学専攻 博士後期課程	0	6	0
	実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	14		7
薬学研究科	医療薬学専攻 博士課程	15	19	0
合計		89	129	7

令和2(2020)年5月1日現在(単位:人)
 実践臨床心理学専攻には特別研究の授業科目はない
 特別研究指導教員には補助教員を含む

助産学専攻科教員数

専攻科	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
助産学専攻科	1	1	0	2	0	4

令和2(2020)年5月1日現在(単位:人)

職員数一覧

	専任職員	嘱託職員	臨時要員	派遣社員	合計
人数	92人	23人	5人	9人	129人
割合	71.3%	17.8%	3.9%	7.0%	100.0%

令和2(2020)年5月1日現在
 臨時要員には、授業補助等は含まない

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

- ・学校法人常翔学園（以下「本学園」という）の建学の精神を踏まえた広島国際大学（以下「本大学」という）の目的は、広島国際大学学則第 1 条（目的）に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）の目的は、広島国際大学大学院学則第 1 条（目的）に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学助産学専攻科（以下「助産学専攻科」）の目的は、広島国際大学助産学専攻科規定第 2 条（目的）に定め、具体的に明文化している。
- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）の教育の理念を定め、本学ホームページや学生手帳等に明示している。

1-1-② 簡潔な文章化

- ・本学園の建学の精神、本学の目的及び教育の理念に基づき、学部・学科、研究科・専攻ごとの特性を生かした教育目的を定め、「教育研究上の目的」として学則等に明記し、簡潔に文章化している。助産学専攻科については、助産学専攻科の目的に教育研究上の目的が含まれている。

1-1-③ 個性・特色の明示

- ・本学は、健康・医療・福祉分野の総合大学であり、健康、医療、福祉の分野で活躍できる専門職業人を育成することで広く社会に貢献することをめざし、様々な教育体制及び学生支援体制を整備している。これら本学の個性・特色は「大学案内」や本学ホームページ等に明示している。特に、専門職連携教育（IPE:Interprofessional Education、以下「IPE」という）については、詳細に示している。

1-1-④ 変化への対応

- ・平成 27(2015)年度に健康・医療・福祉分野の総合大学として、社会の要望に応えるため、本大学の目的を見直し、学則を改正した。
- ・令和 2(2020)年度の本大学の学部改組に伴い、関係学科の教育研究上の目的を見直し、

学則を改正した。

- ・令和 2(2020)年度に、少子高齢化の進展、疾病構造の変化等により、健康に関する生活習慣及び社会環境の改善の需要が高まっていることを背景に、心理学部、医療栄養学部、医療経営学部、医療福祉学部を発展的に統合した健康科学部を設置し、関係学科の教育研究上の目的を見直した。
- ・さらに、救急医療が多様化、高度化するとともに、救急車両の出場回数が、年々増加傾向にある中、病院前救護で適切な判断・処置ができる質の高い「救急救命士」の需要が高まっていることから医療技術学科の救急救命学専攻を救急救命学科に改組し、教育研究上の目的を見直した。
- ・加えて、超高齢化社会の進展に伴う国の政策や地域社会の課題への対応等を見据え、スポーツを通して人々の健康増進に貢献する健康スポーツ学部健康スポーツ学科を設置し、当該学科の教育研究上の目的を定めた。
- ・このように、社会や時代の変化に柔軟に対応し、必要に応じて使命・目的や教育目的の見直しを行っている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・文部科学省の「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」を受け、令和 2(2020)年度より広島国際大学としての、2040 年に向けてのグランドデザインの策定に着手しており、使命・目的及び教育目的について、この検討結果を踏まえ必要に応じて見直しを行う。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

- ・本学の教育研究にかかる基本方針について、本大学は「学部長会議」、本大学院は「大学院委員会」、助産学専攻科は「助産学専攻科委員会」において審議している。また、決定した基本方針は教授会、研究科委員会等を通じて学内構成員に周知されている。
- ・理事会は、寄附行為の定めにより、法人設置各大学長、評議員互選、法人関係及び学識経験者からなる理事で構成されている。
- ・理事会では、大学の目的に関する学則の改正、学部設置や改組等の審議を行うほか、入学志願者数や教学に関する事項の日常的な大学の動向も報告されている。

- ・さらに、理事会では、学長が学部設置や改組の内容、日常的な大学の動向等を詳細に説明し、質疑にも答弁しており、役員の理解と支持を得ている。

1-2-② 学内外への周知

- ・本学園の建学の精神及び本学の目的、教育の理念及び各学科、各専攻の教育目的は「学生手帳」をはじめとする配付物や本学ホームページをとおして、学内外に周知している。
- ・本学ホームページへのアクセス数は、令和元(2019)年度については152万8,365件であり、学内外に十分周知されている。
- ・入試センターを中心に、オープンキャンパスや高校訪問時にも「大学案内」等を用いて周知している。
- ・本学園の全教職員に建学の精神を記載した「コンプライアンスハンドブック」を配付することで周知し、理解を得ている。
- ・平成25(2013)年度に本学の教育の理念を変更したことにより、本学園の建学の精神と本学の教育の理念を記載した周知用ポスターの内容を更新して掲示した。平成28(2016)年度に建学の精神を変更したことにより、さらに周知用ポスターの内容を更新した。
- ・学生と教職員に対して、建学の精神の浸透と自校理解を促すため、「広島国際大学読本」を発刊している。「広島国際大学読本」は、必修科目の授業や学内行事等を通じて新入生へ配付・説明し、本学の使命・目的を浸透させている。
- ・新規採用の専任教員及び事務職員へは、新任教員オリエンテーションや「教職員ハンドブック」を通じて、建学の精神、教育の目的を周知している。
- ・ホームページや学外へ情報を発信する媒体では、大学の使命・目的及び教育目的について共通の表現とし、趣旨を一貫して掲載している。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

- ・本学の中長期目標は、本学の教育研究上の目的に基づき、本学園本部の総務課が主導し、各設置大学の関係部署と連携を図り立案し、理事会の了承を得ている。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

- ・本学の教育研究上の目的を検討する際に、同時にディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッションポリシーを策定し、教育研究上の目的を3つの方針に反映し、ホームページに公表している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

- ・本学の教育の理念を実現し、本学の使命・目的を達成するために、図1-2-1の組織を設置している。
- ・本学における教育研究に関する審議機関は、学部長会議、大学院委員会、教授会、大学院研究科委員会、助産学専攻科委員会等であり、さらに、入試委員会、教務委員会、学生委員会、総合教育推進委員会等の委員会を設置している。
- ・入試委員会、教務委員会、学生委員会、総合教育推進委員会等教育に係る事項を審議する委員会には、各学部・学科から教員が委員として出席しており、教育研究組織の構成

との整合性はとれている。

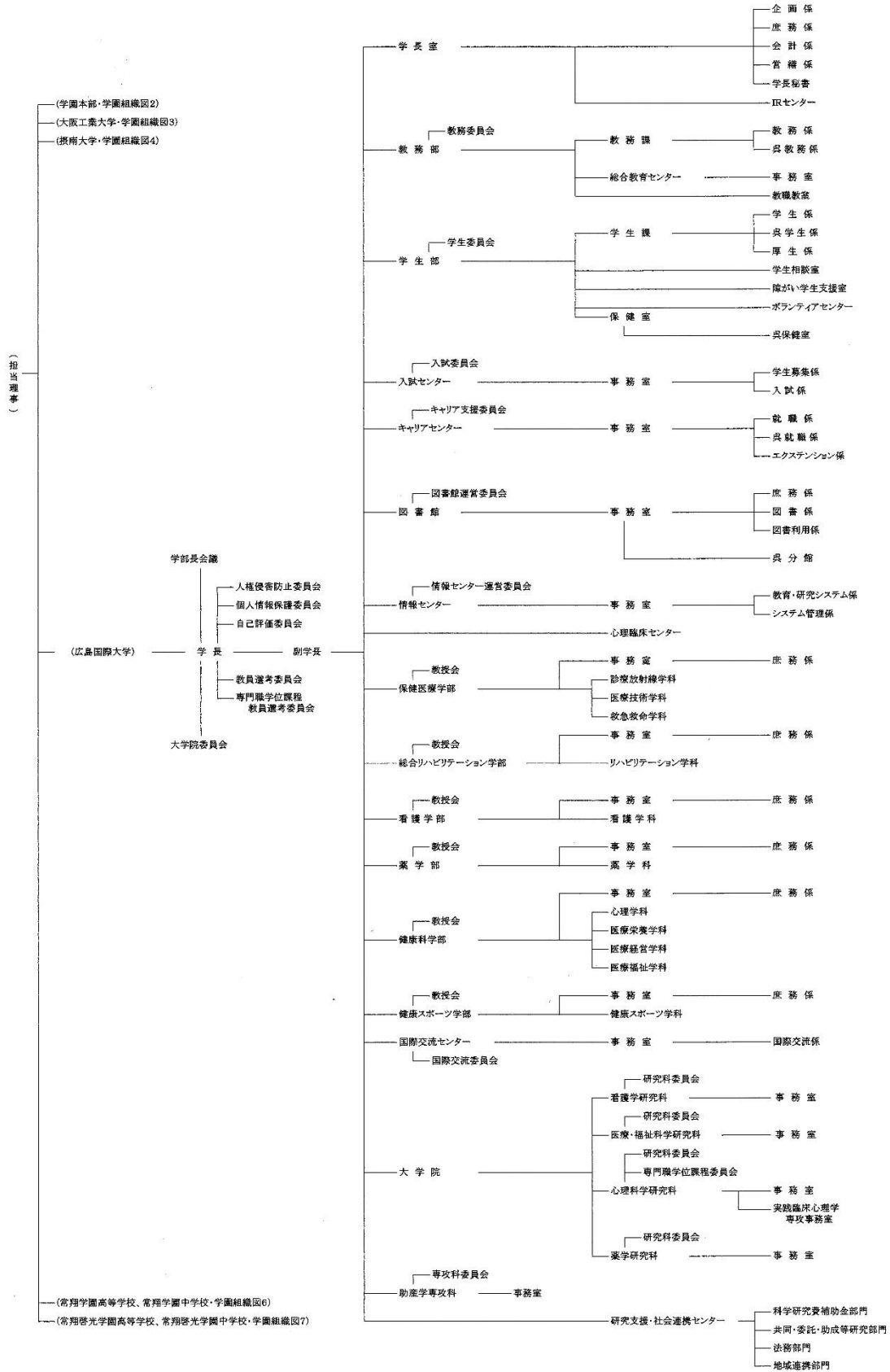
(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・大学院について、使命・目的を踏まえ、働きながら進学できる環境・体制の整備や、研究科・専攻の枠を越えた教育課程、改組・再編を検討する。

【基準 1 の自己評価】

- ・使命・目的及び教育目的は明確に定められ、簡潔に文章化されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、法令に適合しており、本学の個性・特色に反映されている。
- ・使命・目的及び教育目的は、統一した表現で各種媒体に掲載し、学内外に周知されている。
- ・使命、目的及び教育目的は、本学の中長期目標や三つのポリシーに反映させている。また、教育研究組織との整合性がある。
- ・以上のことから、使命・目的及び教育目的は、明確性、適切性、有効性を満たしていると判断する。

図 1-2-1 教育研究組織



基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッションポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッションポリシーの策定と周知

[全学]

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）のアドミッションポリシーは、学校法人常翔学園（以下「本学園」という）の建学の精神、本学の教育の理念・方針に基づき、明確に定められている。

[学部・学科]

- ・本学のアドミッションポリシーに基づき、学生募集単位（学科・専攻）でアドミッションポリシーを明確に定めている。
- ・それぞれのアドミッションポリシーは、本学の印刷物及び本学ホームページ上に明示するとともに、高等学校・予備校等での学生募集活動において、広く学内外に周知している。

2-1-② アドミッションポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・入学者選抜は、本学の学則に則り、適切な方法及び体制の下で実施され、アドミッションポリシーに沿った多様な学生を受け入れている。
- ・入学者選抜の制度等は、入試委員会において「広島国際大学入試委員会規定」に従って毎年検討の上、見直しを図っている。
- ・本学の入学者選抜に関する業務及び学生募集活動に関する業務は入試センターが担当している。
- ・アドミッションポリシーに沿った多様な学生を受け入れるために、様々な入学者選抜を入試種別ごとに趣旨を定めて実施している。
- ・入学選考（試験）の実施については、担当者に対して、入学者選抜実施に係る説明会を開催し、入試実施要項・注意事項等を周知徹底することで、厳正な入学者選抜の実施に努めている。
- ・学校推薦型選抜〈専願型〉においてグローバル化に対応できる人材育成のため海外留学経験者、英語能力関連資格取得者に対して、得点を加点し、優遇する制度を設けている。
- ・すべての入試種別及び入試科目において、入試問題は学長が委嘱した教員が作成している。作成した入試問題は、作題責任者及び入試センター職員により内容をチェックした後、「入試問題等（原稿）受付簿」を入試委員長に提出することで受け渡しに誤りが生じないように対処し、最終的に入試センターで管理する体制を採っている。
- ・入試問題は作題者による校正に加え、作題者以外の別グループによる校正を重ね、ミ

ス防止に努めている。

- ・入試センターと IR センター(IR : Institutional Research)が協働で、アドミッションポリシーに沿った入学者選抜方法の検証を行い、令和 2(2020)年度からの総合型選抜（前期）において、実技試験や模擬講義を実施するよう見直した。
- ・実技試験の導入により、基本手技に対する能力を総括的に評価することが可能となった。また、模擬講義を用いた試験により、受講内容の理解度を総括的に評価することが可能となった。
- ・さらに一部の学科では、高等学校在学中に取り組んだ活動内容をレポート課題とし提出させ、高校在学時の取り組みを総合的に評価する仕組みも導入した。
- ・入試ガイド・入学者選抜要項等でアドミッションポリシーを周知し、総合型選抜・学校推薦型選抜の面接・小論文等でアドミッションポリシーに沿った評価項目を設定し合否判定を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

[全学]

- ・平成 10(1998)年度に広島国際大学（以下「本大学」という）が開学して以来、健康、医療、福祉の分野を主軸とした学科構成を進め、社会基盤系の分野も含めた総合大学を構築すべく、学部・学科を増設して学生数を増やしてきた。
- ・本学の進むべき方向性を健康・医療・福祉分野の総合大学と定めたことにより、学部・学科の改組を進め、令和 2(2020)年度の学部・学科構成は表 2-1-1 に示すとおりである。
- ・令和 2(2020)年度より適切な学生受け入れ数を維持し、教育を行う環境を確保するため、社会情勢を鑑み、入学定員の見直しを行った。
- ・広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）の研究科・専攻の構成及び規模は、表 2-1-2 に示すとおりである。
- ・広島国際大学助産学専攻科（以下「助産学専攻科」という）の構成及び規模は表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-1 年度別入学定員及び在籍学生数

学部	学科	入学定員					収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度			
保健医療学部	診療放射線学科	70	70	70	70	70	280	312	1.11
	医療技術学科(*)	130	130	130	130	100	490	453	0.92
	救急救命学科(*)	—	—	—	—	50	50	61	1.22
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科(*)	130	130	130	130	180	570	624	1.09
	リハビリテーション支援学科	30	30	30	30	—	90	75	0.83
医療福祉学部	医療福祉学科	100	100	100	100	—	320	209	0.65
医療経営学部	医療経営学科	90	90	90	90	—	270	259	0.95
心理科学部	臨床心理学科	—	—	—	—	—	0	2	
心理学部	心理学科	90	90	90	90	—	270	264	0.97
健康科学部	心理学科(*)	—	—	—	—	100	100	83	0.83
	医療栄養学科(*)	—	—	—	—	60	60	61	1.01
	医療経営学科(*)	—	—	—	—	90	90	75	0.83
	医療福祉学科(*)	—	—	—	—	100	100	49	0.49
看護学部	看護学科	120	120	120	120	120	500	474	0.94
薬学部	薬学科 [6年制]	120	120	120	120	120	720	623	0.86
医療栄養学部	医療栄養学科	60	60	60	60	—	180	153	0.85
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科(*)	—	—	—	—	70	70	76	1.08
合 計		940	940	940	940	1,060	4,160	3,853	0.93

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 (単位: 人) [*]: 学年進行中
 学生募集を停止している学科は、入学定員をハイフンとしている
 学生募集開始前の年度は、入学定員を斜線としている
 収容定員には編入学定員を含む

表 2-1-2 研究科・専攻の入学定員及び在籍学生数

研究科	専攻	博士前期課程 または修士課程		博士後期課程 または 博士課程 (4年制)		専門職学位課程		合計 収容定員	在籍 学生数	収容定員 充足率
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員			
看護学研究科	看護学専攻	10	20	3	9			29	1	0.03
医療・福祉科学研究科	医療工学専攻	10	20	2	6			26	32	1.23
	医療福祉学専攻	5	10					10	4	0.40
	医療経営学専攻	5	10					10	2	0.20
心理科学研究科	臨床心理学専攻			2	6			6	1	0.16
	実践臨床心理学専攻					20	40	40	27	0.67
薬学研究科	医療薬学専攻			2	8			8	5	0.62
合 計		35	70	9	29	20	40	139	72	0.51

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 (単位: 人)

- ・広島国際大学助産学専攻科（以下「助産学専攻科」という）の構成及び規模は、表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 助産学専攻科の入学定員及び在籍学生数

専攻科	入学定員	収容定員	在籍学生数	収容定員充足率
助産学専攻科	10	10	7	0.70

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在（単位：人）

[学部・学科]

- ・本大学における令和 2(2020)年 5 月 1 日現在の学部の在籍学生数は表 2-1-1 に示すとおり 3,853 人である。
- ・近隣への医療系大学の設置や学部の増設といった社会情勢の中、本大学における収容定員である 4,160 人に対する在籍学生数比率は 0.93 であり、学生数は適正である。
- ・また、在籍学生数比率が、1.3 を超える学科はない。
- ・なお、在籍学生数比率が、0.9 未満の学科については、学生募集停止もしくは入学定員の変更を行っている。
- ・在籍学生数は、休学・復学については学部長が、また、退学・除籍については、学長が許可した後、学生情報管理システムに登録して管理している。
- ・令和 2(2020)年度の入学者数は表 2-1-4 に示すとおり 1,019 人であり、入学定員 1,060 人の入学定員に対する入学者数比率は 0.96 であり、教育を行う環境は十分確保できている。
- ・過去 5 年間の学部・学科別の入学定員に対する入学者比率は、表 2-1-4 に示すとおりである。
- ・令和 2(2020)年度の健康科学部医療福祉学科の収容定員充足率は、0.49 となっている。
- ・健康科学部学部医療福祉学科は、令和(2020)2 年 4 月より、既存の医療経営学科、心理学科、医療栄養学科を含めた 1 学部 4 学科構成への改組を行った。従来の学びに加え、学科を横断した幅広い学びを特色に掲げている。今後、学部・学科のさらなる認知度向上により適正な学生確保に努めることとする。

表 2-1-4 学部・学科別入学定員及び入学者数 (単位：人)

学部	学科	区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	平均
保健医療学部	診療放射線学科	入学定員	70	70	70	70	70	
		入学者	72	79	76	76	83	
		充足率(倍)	1.03	1.13	1.08	1.09	1.19	1.11
	医療技術学科	入学定員	130	130	130	130	100	
		入学者	130	127	139	132	93	
		充足率(倍)	1.00	0.98	1.07	1.02	0.93	1.02
	救急救命学科	入学定員	—	—	—	—	50	
		入学者	—	—	—	—	61	
		充足率(倍)	—	—	—	—	1.22	1.22
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	入学定員	130	130	130	130	180	
		入学者	132	150	155	143	191	
		充足率(倍)	1.01	1.15	1.19	1.10	1.06	1.10
	リハビリテーション支援学科	入学定員	30	30	30	30	—	
		入学者	30	28	24	19	—	
		充足率(倍)	1.00	0.93	0.80	0.63	—	0.84
医療栄養学部	医療栄養学科	入学定員	60	60	60	60	—	
		入学者	62	59	52	55	—	
		充足率(倍)	1.03	0.98	0.86	0.92	—	0.96
医療福祉学部	医療福祉学科	入学定員	100	100	100	100	—	
		入学者	70	56	66	51	—	
		充足率(倍)	0.70	0.56	0.66	0.51	—	0.58
医療経営学部	医療経営学科	入学定員	90	90	90	90	—	
		入学者	69	74	96	68	—	
		充足率(倍)	0.77	0.82	1.06	0.76	—	0.85
心理学部	心理学科	入学定員	90	90	90	90	—	
		入学者	82	88	97	79	—	
		充足率(倍)	0.91	0.98	1.07	0.88	—	0.93
健康科学部	医療栄養学科	入学定員	—	—	—	—	60	
		入学者	—	—	—	—	61	
		充足率(倍)	—	—	—	—	1.02	0.96
	医療福祉学科	入学定員	—	—	—	—	100	
		入学者	—	—	—	—	49	
		充足率(倍)	—	—	—	—	0.49	0.58
	医療経営学科	入学定員	—	—	—	—	90	
		入学者	—	—	—	—	75	
		充足率(倍)	—	—	—	—	0.83	0.85
	心理学科	入学定員	—	—	—	—	100	
		入学者	—	—	—	—	83	
		充足率(倍)	—	—	—	—	0.83	0.93
看護学部	看護学科	入学定員	120	120	120	120	120	
		入学者	125	136	133	111	129	
		充足率(倍)	1.04	1.13	1.10	0.93	1.08	1.06
薬学部	薬学科	入学定員	120	120	120	120	120	
		入学者	120	109	105	72	118	
		充足率(倍)	1.00	0.91	0.87	0.60	0.98	0.87
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科	入学定員	—	—	—	—	70	
		入学者	—	—	—	—	76	
		充足率(倍)	—	—	—	—	1.09	1.09
合計		入学定員	940	940	940	940	1060	
		入学者	892	906	943	806	1019	
		充足率(倍)	0.95	0.96	1.00	0.86	0.96	0.95

[研究科・専攻]

- ・本大学院における令和 2(2020)年度の在籍学生数及び収容定員に対する在籍学生数の比率は、表 2-1-2 のとおり、それぞれ 72 人、0.51 である。内訳は博士前期課程または修士課程で 33 人及び 0.47、専門職学位課程で 27 人及び 0.67、博士後期課程で 7 人及び 0.33、4 年制博士課程（医療薬学専攻）で 5 人及び 0.62 となっている。
令和 2(2020)年度の入学定員及び入学者数については、博士前期課程または修士課程の入学定員 30 人に対し入学者数 16 人、入学者数比率は 0.53、専門職学位課程の入学定員 20 人に対し入学者 12 人、入学者比率は 0.60、博士後期課程と 4 年制博士課程（医療薬学専攻）については入学者がなかった。
- ・社会人等の多様な学びに対応できるよう、令和 2(2020)年度より本大学院及び本大学において長期履修制度を導入している。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科における令和 2(2020)年度の在籍学生数及び収容定員に対する在籍学生数の比率は表 2-1-3 のとおり、7 人及び 0.70 となっている。令和 2(2020)年度の入学定員及び入学者数については、入学定員 10 人に対し入学者数 7 人、入学者数比率は 0.70 である。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

[学部・学科]

- ・各種入試制度及びオープンキャンパスの内容を再検討するとともに表 2-4-1 に示す各種奨学金の充実を図る等、入学者数を維持するため、更なる工夫に注力する。
- ・カリキュラム改定に伴う 3 つの方針、特にアドミッションポリシーを学外へ周知し、アドミッションポリシーに沿った学生確保を行っていく。
- ・一般選抜において、令和 3(2021)年度入試より主体性の評価を目的とした「特色加点制度」を導入し、アドミッションポリシーに謳う意欲ある学生の確保に向けた入試を展開する。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

[全学]

- ・本学の学生支援組織は教務部等本学の教育研究組織の他に保護者からなる後援会、卒業生からなる校友会がある。後援会の事務は本学学長室が所管している。校友会について

は、本学卒業生が運営しているが、本学と密接に連携を取っている。

- ・教務事項については、直接学修支援にかかわる組織として、教務部（教務課、総合教育センター）が設置されている。教務部は、教務部長の指示により、業務を行っている。教務課は、学籍・履修・成績管理等の実務と教務委員会等の学修支援関連の各種委員会の事務を担当している。
- ・全学の教育に関する事項は教務部長が教務委員会の委員長となり、審議している。
- ・教務委員会には、教員と事務職員が委員として参加しており、教職員協働体制を確立している。
- ・学科、教務課では、前・後期の初めに履修ガイダンスを実施し、修学上の指導・説明を行っている。なお、これらのガイダンス時には履修指導の他、生活指導も行っている。
- ・各学科・専攻には、教務担当教員を設け、学生からの修学上の質問・相談等の対応を行い、事務組織と連携することで組織的な学生の支援体制を確立している。
- ・授業支援に関しては、FD委員会（FD:Faculty Development）を設置し、教員と事務職員が委員として参加して、教職員協働体制を確立している。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

[学部・学科]

《入学前教育》

- ・入学後の大学生活を円滑にスタートするための一助として、全学部全学科において、入学前教育を行っている。

《新入生オリエンテーション》

- ・新入生がお互いの親睦を深めるとともに、在学生や教員との関係を築く重要なイベントとして新入生オリエンテーションを実施している。
- ・学内・学外施設等を活用し、学年の垣根を越えた人間関係を築く重要な機会となっている。
- ・本イベントは、友だちづくりやピア・サポートの要素もあり、新入生が大学生活を送るうえで重要なものとして位置付け、退学・除籍率改善の一助としている。

《オフィスアワー》

- ・全専任教員及び助手が授業時間以外にオフィスアワーを週1時限（90分）以上設け、学生に周知し、学生の学修支援・教育相談を行っている。

《TA(Teaching Assistant)、SA(Student Assistant)、臨時要員》

- ・令和2(2020)年度のTA採用数は表2-2-1に示すように情報処理系演習科目において1人の大学院生をTAとして採用し、教育効果を高めている。
- ・TAの活用は一部の科目に限られており、十分な人数を採用して活用しているとは言い難い。その理由としては、職業に就いていたり、自己学修や学外でのアルバイトのためにTAとして働く時間がとれない大学院生が多いという事情がある。
- ・このことから、情報処理系演習科目において、学部学生の上級生を臨時要員として採用し、教育の質が低下しないように配慮している。令和2(2020)年度の臨時要員の採用数は表2-2-2に示すとおりである。

- ・また、数学・物理等の補習教育・学修支援の補助のため、平成 28(2016)年 10 月より、本学学生を SA として採用していたが、令和 2(2020)年度については、コロナ禍の影響により前期については、SA の採用は行っていない。後期より東広島キャンパスにおいて、SA を 2 名採用し学生支援を行っている。

表 2-2-1 2020 年度 TA 人数

科目区分	TA 人数				計
	前 期		後 期		
	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	
実習	0	0	0	0	0
実験	0	0	0	0	0
演習	1	0	0	0	1
計	1		0		1

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 (延べ数) (単位: 人)

表 2-2-2 2020 年度臨時要員人数 (学生による授業補助)

科目区分	臨時要員人数				計
	前 期		後 期		
	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	
実習	0	0	0	0	0
実験	0	0	0	0	0
演習	6	0	0	0	6
計	6		0		6

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 (延べ数) (単位: 人)

表 2-2-3 2020 年度 SA 人数

科目区分	臨時要員人数				計
	前 期		後 期		
	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	東広島 キャンパス	呉 キャンパス	
実習	0	0	0	0	0
実験	0	0	0	0	0
演習	0	0	0	0	0
その他	0	0	2	0	2
計	0		2		2

令和 2(2020)年 5 月 1 日現在 (延べ数) (単位: 人)

【その他】・・・総合教育センターに所属し、正課授業以外を担当

《退学、休学、留年者、障害のある学生への対応》

- ・本大学では、学園の「四位一体」の経営理念のもと、保護者とのネットワークを構築、運営し、保護者とアカデミック・アドバイザー (チュートリアル担当教員) 等との連携を図ることで学生の学修・生活状況を共有している。また、西日本各地で開催している

「HIU 保護者ミーティング (HIU:Hiroshima International University)」では、保護者と直接面談する機会も設けている。

- ・退学者や除籍者の IR 解析では、特に初年次の GPA の低い学生が対象になる場合が多いことから、各学科の担当教員は、一定の GPA を下回った学生に対して個別面談を行っている。さらに卒業に必要な単位の修得等を指導するとともに日々の学修指導についてもきめ細かなフォローを行うことにより、退学者や除籍者の抑制につなげている。
- ・成績不振及び単位修得不良者に対しては、アカデミック・アドバイザー（チュートリアル担当教員）による面談を義務化し、面談記録を所属教員全員が共有し、継続して全教員が成績不振者をサポートできる体制を整備している。
- ・また、総合教育センター所属教員及び SA を活用した、数学・物理等の補修教育・学習支援を行うことで成績不振者への支援も行っている。
- ・本大学の令和元(2019)年度の退学除籍率は全学部で 3.2%であり、国公立大学を含む平成 24(2012)年度の全国平均の 2.65%に対し、0.55%上回っている。
- ・個々の授業に対する学生の要求は、FD 委員会が実施している「受講生満足度調査」や「学修行動調査」の結果をとおして、継続的に取り入れている。
- ・学生委員会による「学生意識・動向調査」を定期的実施するとともに、学修者の実態を把握し、改善事項に対応している。
- ・学内の様々な問題について学生が直接、意見や要望を訴える VOS(Voices of Students)制度を設けている。必要な対策を検討し、その結果を学生に直接回答している。
- ・障がい学生に対する様々な支援は、「障がい学生修学支援に関するガイドライン」を制定して学生部と教職員が連携して行っている。
- ・障がい学生に対する修学・進路支援を強化するため、平成 25(2013)年 4 月に「障がい学生支援室」を開設し、障がい学生に対する支援の強化を図っている。
- ・障がい学生支援室において、障がいのある学生からの要望により、学修支援の配慮を授業担当者等に依頼し、障がいのある学生の要望に出来る限り対応している。
- ・障がい学生及び障がいの種別・障がい名・配慮願（有無）・配慮の内容等の一覧表を作成し、学生支援室と在籍学科内の教員で共有し、支援を行っている。
- ・退学者や除籍者の具体的な理由をより詳細に確認するため、令和 2(2020)年度より退学者と面談を行った教員が退学学生の学修や日常生活等の情報を記載する「所見シート」を導入した。

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・卒業生からなる校友会は本学卒業生が運営しているが、「経営理念（四位一体）^{よんみいつたい}」を具現化し、さらに連携を強化するために本学に事務局を設置することを検討する。
- ・退学者について、「所見シート」の情報に基づき退学に至った理由を組織的に検証し、個々のケースに沿ってきめ細かく対応していく。
- ・転学部・転学科に至った理由も組織的に検証するため、退学者や除籍者と同様に「所見シート」を導入することを検討している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

《キャリア教育》

- 平成 23(2011)年度の大学設置基準において、キャリア教育への取り組みが明文化されたことから、社会のニーズに対応し、能力を発揮できるよう、入学直後から卒業までを一体的に捉えた「就業力育成プログラム」を構築し、高い職業倫理やその社会的責任を有した人材を育成している。
- 「就業力育成プログラム」の効果測定するため、以下の取り組みを行っている。

(1) 学生のジェネリックスキル（社会的汎用能力）を測定する PROG(Progress Report

On Generic skills)テストを主に一般企業への就職をめざす学部及び診療放射線学科、医療技術学科臨床工学専攻、臨床検査学専攻、リハビリテーション支援学科の 1 年次生及び 3 年次生を対象に実施している。PROG テストの結果は、学生個人へのフィードバック及び教職員に向けて学生全体の傾向等の解説会を行うとともに、キャリアセンターと就職担当教員とで受験結果データを共有しキャリア支援に活用している。

(2) 4 年次生（薬学部は 6 年次生）を対象に就業力育成プログラム評価アンケートを実施している。また、年度終了時には、全学部において進路・学習指導の振り返りや、本学における就職支援・キャリア支援の問題点や気づきを総括する進路・学習指導総括シートを各ゼミ担当教員が作成している。これらは、キャリア教育推進部門会議、キャリア支援小委員会で PDCA サイクルに基づいて各評価内容を検証し、次年度プログラムに反映させている。

《進路支援》

- 学生の進路をサポートする専門部署としてキャリアセンターが設置されている。事務職員の配置は、専任が東広島キャンパス 6 人、呉キャンパス 3 人、嘱託が東広島キャンパス 1 人となっている。相互に補完し合い学生の就職活動に対する相談・助言体制の充実を図っている。
- 各学部・学科に対応した合同企業説明会、合同病院説明会、合同施設説明会等、採用担当者を招いて説明会を実施している。
- 本学の特色ある教育活動や就職データをまとめた「求人リーフレット」を作成し、訪問先や来訪者があった際に配付している。
- 年間 9,000 件の求人依頼 DM を発送し、学生の出身県及び実績等から就職を希望する地域の求人確保に努めている。
- 学生に向けた就職活動情報誌「キャリアガイドブック」を作成し、配付している。
- 学科の特性に合わせ、就職ガイダンス、筆記試験対策講座、エントリーシート対策講座、履歴書作成指導、模擬面接、ビジネスマナー講座、就職情報サイト説明会、4 年次生による就職活動体験報告会を実施している。

- ・求人情報や説明会情報等のメール配信及び学内専用の情報配信システム（学内ポータルサイト）にて求人情報を開示している。
- ・就職活動中の学生及び後輩への就職支援として、就職内定者を学内就職行事に講演者として参加させている。
- ・卒業生から在学学生への個別のサポートを行う就職支援制度（卒業生サポーター制度）を設けている。進路決定時に卒業生サポーター制度への登録を学生一人ひとりに呼びかけ、1,567人の卒業生が登録している（令和2(2020)年3月末現在）。

《インターンシップ》

- ・一般企業への就職をめざす学部ではインターンシップ参加のためのガイダンスを実施した。令和元(2019)年度は参加者151人であった。
- ・インターンシップでは、研修期間中に毎日報告書の作成を義務付け、研修の振り返りを行っている。また、平成26(2014)年度よりインターンシップ参加による視野の広がりや、自身の能力向上の必要性等について改めて考える機会を持たせるため、インターンシップ参加者による報告会を継続して実施している。

《資格取得支援》

- ・学生に資格取得の機会を提供するため、本学にて安価で受講できるエクステンション講座を令和元(2019)年度は4講座開講した。受講生は延べ85人であった。
- ・本学では、学生のスキルアップ及びキャリアアップを支援するため、表2-3-1に示す資格取得奨励金制度を設けており、72の試験に合格、あるいは一定の基準点に達した場合に奨励金を支給している。

《その他》

- ・本学園3大学の就職担当部門で情報交換会を令和元(2019)年度に年2回実施した。

表 2-3-1 2020 年度広島国際大学資格取得奨励金対象資格一覧

No	資格名	2019 年度実績	No	資格名	2019 年度実績		
1	NR・サプリメントアドバイザー	6	37	秘書技能検定(秘書検定)	1 級	0	
2	登録販売者	2	38		準 1 級	0	
3	医療情報技師能力検定試験	1	39		2 級	1	
4	医療情報基礎知識検定試験	21	40	ビジネス文書検定	1 級	0	
5	診療情報管理士	8	41		2 級	0	
6	医療事務技能審査試験	医科	22	サービス接客検定	準 1 級	20	
7		歯科	0		43	2 級	20
8	医師事務作業補助技能認定試験	0	44	ビジネス能力検定	1 級	0	
9	医療経営管理能力検定試験	11	45		2 級	0	
10	調剤報酬請求事務技能認定	0	46	日商簿記検定	1 級	0	
11	技術士第一次試験	0	47		2 級	0	
12	第 1 種放射線取扱主任者試験	5	48		3 級	4	
13	第 1 種 ME 技術実力検定試験	1	49	ファイナンシャル・プランニング技能検定 (ファイナンシャル・プランナー)	1 級	0	
14	第 2 種 ME 技術実力検定試験	21	50		2 級	0	
15	健康食品管理士	38	51		3 級	0	
16	危険物取扱者(丙種)	0	52	全国手話検定	1 級	0	
17	危険物取扱者(乙種第 4 類)	5	53		準 1 級	0	
18	心電図検定	1 級	0		54	2 級	0
19		2 級	2	55	IT パスポート試験	4	
20		3 級	22	56	情報セキュリティマネジメント試験	0	
21	医療経営士 3 級	3	57	基本情報技術者試験	0		
22	TOEIC	750 点以上	1	58	応用情報技術者試験	0	
23		650 点以上	2	59	ITストラテジスト試験	0	
24		550 点以上	2	60	システムアーキテクト試験	0	
25	実用英語技能検定	1 級	0	61	プロジェクトマネージャ試験	0	
26		準 1 級	0	62	ネットワークスペシャリスト試験	0	
27		2 級	3	63	データベーススペシャリスト試験	0	
28	ドイツ語技能検定	2 級	0	64	エンベデッドシステムスペシャリスト試験	0	
29		3 級	0	65	ITサービスマネージャ試験	0	
30		4 級	0	66	システム監査技術者試験	0	
31	中国語検定 (日本中国語検定協会)	2 級	0	67	3D プリンター活用技術検定	0	
32		3 級	0	68	3次元 CAD 利用技術者試験	2 級	0
33		4 級	0	69	福祉住環境コーディネーター	1 級	0
34	日本語能力試験(N1)	0	70	2 級		1	
35	心理学検定	特 1 級	0	71		3 級	0
36		1 級	3	72	宅地建物取引士	0	

- ・以上の就職支援により、令和元（2019）年度実績の全学での希望就職率は97.4%と、広島労働局発表（令和2（2020）年3月31日集計）の広島県内の大学の就職率96.3%過去最高と比較して、高い就職率を達成しており、就職に対する相談・助言体制が適切に運営されている（希望就職率：就職希望者に対する就職者の割合）。また、令和元（2019）年度卒業生の進路に対する満足度も、全学平均で95.6%と過去最高の数値となり、良好な結果を示している。
- ・なお、卒業就職率（卒業就職率：卒業生から進学者を除いた者に対する就職者の割合）は、84.4%であった。卒業就職率に含まれていない15.6%のうち、専門学校等への進学者及び一時的な就労者は1.2%、国家試験不合格のため就職内定取り消しや辞退等により就職も進学もしなかった者は11.6%であった（令和元（2019）年度実績）。
- ・国家試験不合格のため就職も進学もしなかった学生に対しては、「卒業生支援システム」に申請することで、在学中と同様な施設利用、学修支援、就職支援が受けられる仕組みとなっている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

- ・国家試験不合格のため就職内定取り消しや辞退等により就職も進学もしなかった者が11.6%であった（令和元（2019）年度実績）ことから、入学直後からの就業力育成プログラムや国家試験の対策のさらなる充実を図り、就職・進学率及び就職満足度向上をめざす。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

基準項目2-4を満たしている。

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4 学生生活の安定のための支援

《学生サービス、厚生補導のための組織》

- ・東広島キャンパス、呉キャンパスに学生部学生課をそれぞれ設置し、各キャンパスの学生支援部門が連絡を密にして、学生の生活支援を展開している。学生部長は、学生委員会を主宰し、各部署は、学生委員会を通じて学生生活全般の諸問題を議論し、学生支援の内容の充実を図っている。また、学生寮・学生研修棟の管理運営も担当している。
- ・啓発的人間形成支援のための各種講演会を定期的に行い、安全で健康的な学生生活に向けた支援を行っている。
- ・東広島キャンパスと呉キャンパスの学生寮にはレジデント・リーダー(RL)を配置し、新入生の寮生活へのスムーズな適応支援や、寮内のコミュニティ作りによる孤立学生の支援、寮生同士の自主的学修の促進などを図っている。
- ・本学には、株式会社常翔ウエルフェアが経営する食堂が4箇所ある。東広島キャンパスにあるレストラン龍王(400席)及びレストラン野呂(600席)、呉キャンパスにあるレストラン瀬戸(508席)及び陽だまりレストラン(312席)である。また、東広島キャンパス1号館1階及び3号館南側には、ファミリーマート広島国際大学店、呉キャンパス2号館1

階には、コンビニエンスストア（呉総合サービスセンター）に売店がある。

- ・東広島キャンパスにブックセンターがある。
- ・東広島キャンパス 1 号館に ATM（郵便局）が 1 台設置されている。
- ・大学の各種証明書の発行については、証明書自動発行機により、利用の簡易化を図っている。
- ・IC 学生証による電子マネー Edy を学内の食堂やコンビニエンスストア等において利用可能にしている。
- ・東広島キャンパスにおいては、キャンパスの立地上、約 1,000 台分の学生専用駐車場を設置している。呉キャンパスについても、原則 2 年次以上の学生に対しては自動車通学を認め、344 台分の駐車場を設置している。
- ・東広島キャンパス近辺でシャトルバスを運行し、学生の通学や生活の利便性向上に努めている。
- ・平成 26(2014)年 12 月からは東広島・呉キャンパスを巡回するバスを運行している。

《経済的支援》

(1)奨学金

- ・表 2-4-1 に示すとおり、学内外の各種奨学金が用意されている。
- ・学業成就と成績向上の助成を目的として「広島国際大学学内奨学金」を設け、本大学の 2 年次生以上に在学し、学業・人物ともに優秀で経済的理由により就学が困難と認められる学生に給付している。
- ・平成 24(2012)年度の学園創立 90 周年に際して、平成 19(2007)年 4 月 1 日から平成 25(2013)年 3 月 31 日にかけて、学園の教職員をはじめとし、企業、在学生の保護者、卒業生から「学園創立 90 周年記念事業募金」を募り、平成 22(2010)年度から「広島国際大学学園創立 90 周年記念奨学金」及び「広島国際大学大学院学園創立 90 周年記念奨学金」として学生に給付している。
- ・「広島国際大学教育ローン金利助成奨学金」制度を設けており、本学の指定金融機関の教育ローンにより借入れをした学生へ、金利の一部を給付することにより学費支弁者の経済的負担の軽減を図り、学業成就を助成している。
- ・健康科学部医療福祉学科への入学を希望する生徒を対象とした、社会福祉法人と連携した独自の奨学金制度を整備している。

表 2-4-1 奨学金給付人数

奨学金の種類	奨学生数				
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
広島国際大学 学内奨学金	87 人	83 人	86 人	84 人	82 人
広島国際大学大学院 学内奨学金	22 人	21 人	19 人	16 人	15 人
広島国際大学 学園創立 90 周年記念奨学金	24 人	8 人	8 人	12 人	13 人
広島国際大学大学院 学園創立 90 周年記念奨学金	20 人	13 人	15 人	7 人	15 人
広島国際大学 教育ローン金利助成奨学金	18 人	19 人	20 人	12 人	19 人
学園校友会奨学基金	1 人	1 人	1 人	2 人	1 人
特別奨学金（特待生）	33 人	25 人	30 人	72 人	46 人
日本学生支援機構（学部）	2,231 人	2,156 人	2,142 人	1,986 人	2,126 人
日本学生支援機構（大学院）	16 人	20 人	16 人	11 人	15 人
日本学生支援機構（専攻科）	2 人	1 人	0 人	4 人	0 人
地方公共団体、育英会、 医療・福祉関連施設等奨学金	63 人	63 人	57 人	49 人	61 人

(2)学費の減免制度

- ・学費支弁者の死亡、住居の罹災、家業の破産等により経済的に著しく困窮し、学業継続が困難となった学生に対し、事由発生直後の学費の半額を減免する制度がある。

(3)学生貸付金

- ・親からの送金が都合で遅れた、急に帰省しなければならない等緊急に出費が必要になった場合は、「学生貸付金」の制度を無利子・無担保で利用できるようにしている。

(4)学生寮、住居

- ・東広島キャンパス学生寮 6 棟・呉キャンパス学生研修棟 3 棟、合わせて 9 棟、1,570 室を用意している。各室には、風呂、トイレ、ベッド、学習机、エアコン、電気コンロ等が完備されている。
- ・平成 28(2016)年度から、兄弟姉妹が同時に学生寮・学生研修棟に入居している場合、部屋料（共益費込み）を 2 人目は通常の半額の月額 20,000 円、3 人目以降は月額 10,000 円とする兄弟姉妹の優遇制度を設けている。また、学生寮・学生研修棟の 1 階部分の部屋料（共益費込み）を月額 20,000 円とし、学生への経済的支援を行っている。

(5)学生互助会

- ・学生互助会は、本学園で学ぶ学生が、学生生活における万一の事故・傷病に際し、互いに助け合い、できるだけ軽い経済負担で学生生活を送れるようにするため設立された。
 - 1)学生互助会費：入学と同時に全学生が加入し、互助会事業の財源として、1 人当たり入会金 1,000 円、年会費 5,000 円を徴収している。
 - 2)医療費の給付：学生互助会会員の学生へ、正課授業、課外活動、レジャー、帰省中等の病気、怪我等で支払った治療費の自己負担分を給付する。
 - 3)死亡見舞金：学生互助会会員の学生が死亡した場合は、死亡見舞金 25 万円が遺族に支払われる。正課、学校行事、課外活動中の事故が原因で死亡した場合は、50 万円を限

度に増額することがある。

4)災害見舞金の給付：学生互助会会員の学生の住居や家財が、地震、火事等で損害を受けた場合に、10万円を限度に災害見舞金を給付する。

5)障害見舞金の給付：学生互助会会員の学生が怪我や病気がもとで後遺障害を生じた場合には、25万円を限度に、障害の程度に応じて見舞金を交付する。

(6)学生総合補償制度

・株式会社常翔ウェルフェアが取り扱い代理店となっている学生任意加入の補償制度で、本人・保護者の災害に対し、各種の補償を行っている。

(7)保険制度への加入

・正課授業・学校主催の学校行事及び課外活動中の事故・不測の事態に備え、「学生教育研究災害傷害保険（学研災）」に、また、正課授業、研究活動、学校行事、課外活動としてのインターンシップ、介護等体験活動、学外実習、ボランティア活動等における対人・対物損害賠償を補填する「学生教育研究災害付帯賠償責任保険（学研賠）」に全学生が加入している。

(8)アルバイトの紹介

・学生課では、アルバイトの紹介を行っている。

(9)外国人留学生に対する支援

・上記の(1) から(8)に加えて以下の制度がある。

1)在留資格が「留学」の外国人留学生を対象として授業料の30%減免を行っている。

2)「外国人留学生学内奨学金制度」と「外国人留学生学生寮、学生研修棟部屋料補助制度」があり、月額20,000円が給付され、どちらか一方を選択できるようにしている。

(10)緊急学修支援金

・令和2(2020)年4月～5月上旬に新型コロナ感染拡大防止の観点から、学生のキャンパスへの入構を原則禁止にし、対面での授業実施を取り止めた。その後、5月7日開始のオンライン授業により、学業に支障を来さないよう学生の学修環境整備のための経済支援として「緊急学修支援金」制度を新設した。この制度では、本学で学ぶ学生に対して、オンライン授業等の学修環境整備を含めた学修支援金として一律5万円の支援を実施。全学生数の98%へ支給を行った。

(11)学費納入期限の延長

・新型コロナ感染拡大による家庭の経済状況の悪化に対処するため、前期分学費納入猶予期限を5月20日から7月20日まで延期した。

(12)遠隔相談の充実

・新型コロナ感染拡大による自粛生活、初めての一人暮らしへの不安、就職活動の遅れ等により、精神的不安を抱える学生に対して、カウンセラーによる遠隔相談としてMicrosoft Teamsの利用を促し、相談を募った。

(13)学生ピアサポーターによる支援体制の強化

・教員や職員には聞きにくい、履修・大学生活全般の質問や疑問に対し、先輩学生が相談に乗ってくれる支援体制としてMicrosoft Teamsの利用を促し、相談を募った。

《課外活動への支援》

(1)課外活動団体

- ・課外活動団体は体育会、文化会に区分され、その活動状況により、令和元(2019)年度末の時点で部 46 団体、同好会 11 団体、準備会 11 団体が公認され、活動している。

(2)課外活動への経済支援

- ・課外活動の活性化を経済的に支援するために、部、同好会（57 団体）に対して、表 2-4-2 に示すとおり、令和元(2019)年度は、①経常的な活動を支援する「課外活動一般援助金」制度、②課外活動強化指定団体の活動を支援する「課外活動強化指定団体への特別援助金」制度で支援し、①については、45 団体に 515 万 8,800 円、②については、6 団体に 300 万円を支給した。

表 2-4-2 課外活動援助金

【課外活動一般援助金】

年度	支給団体数	援助金額	備考
平成 27 年度	56 団体	9,111,000 円	東広島 40 団体、呉 20 団体
平成 28 年度	52 団体	8,629,000 円	東広島 34 団体、呉 18 団体
平成 29 年度	49 団体	8,295,000 円	東広島 36 団体、呉 13 団体
平成 30 年度	44 団体	6,476,541 円	東広島 31 団体、呉 13 団体
令和元年度	45 団体	5,158,800 円	東広島 29 団体、呉 16 団体

【課外活動強化指定団体への特別援助金】

年度	支給団体数	援助金額	備考
平成 27 年度	7 団体	2,750,000 円	東広島 7 団体
平成 28 年度	6 団体	3,000,000 円	東広島 6 団体
平成 29 年度	6 団体	3,000,000 円	東広島 6 団体
平成 30 年度	7 団体	3,192,770 円	東広島 7 団体
令和元年度	6 団体	3,000,000 円	東広島 6 団体

(3)課外活動への支援・奨励策

- ・課外活動支援施設は、東広島キャンパスに、体育館、柔道場、剣道場、弓道場、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、クラブハウスを、呉キャンパスに、体育館、卓球場、トレーニングルーム、空手道場、グラウンド、テニスコート、クラブハウスを設置している。
- ・課外活動の奨励のため、学長表彰の制度を設けており、規定に準拠し、優秀な成果を収めた団体・個人を表彰している。また、学長表彰には至らないが、表彰するに値する様々な学生の活動に対して学内表彰の制度も設けている。
- ・課外活動団体の次期役員を対象として、リーダーとしての資質向上、団体間の交流を目的とした「リーダーズキャンプ」を 1 泊 2 日の日程で、毎年 2 月に開催している。
- ・課外活動団体に入部した学生を対象に、団体間の交流を目的とした「フレッシュマンキャンプ」を 1 泊 2 日の日程で、毎年 6 月に開催している。
- ・本学園は、学生の課外活動支援の一環として、実費（1 泊 1,000 円）で利用できる研修・

宿泊施設「研修室（東広島・呉キャンパス）」及び「研修センター・OIT ホール」（大阪市旭区）を用意している。

- ・課外活動に利用できる大学バス（大型バス・マイクロバス）を配備している。

(4)広島国際大学チャレンジプロジェクト

- ・平成 24(2012)年度までの学生支援プログラムであった「SSP(Student Society Partnership)プログラム」、「金曜ゆめプログラム」、「クローバープログラム」を集約し、平成 25(2013)年度新たに「広島国際大学チャレンジプロジェクト」を設置した。
- ・本制度は、学生の積極的なチャレンジ精神に応え、社会人基礎力にある「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」の向上をめざし、学生を育てていく制度である。募集テーマは、①イベント実施型プロジェクト、②地域課題解決型プロジェクトの2区分としている。大学が認定した企画に対して原則 50 万円を上限として奨励金を援助している。
- ・平成 27(2015)年度から令和元(2019)年度の奨励金交付実績は表 2-4-3 に示すとおりである。

表 2-4-3 広島国際大学チャレンジプロジェクト等奨励金

年度	認定企画件数	奨励金額	備考
平成 27 年度	16 件	2,270,609 円	東広島 10 件、呉 3 件、広島 3 件
平成 28 年度	13 件	1,957,747 円	東広島 8 件、呉 3 件、広島 2 件
平成 29 年度	16 件	2,837,287 円	東広島 9 件、呉 2 件、広島 5 件
平成 30 年度	9 件	1,462,926 円	東広島 5 件、呉 3 件、広島 1 件
令和元年度	6 件	446,189 円	東広島 3 件、呉 3 件

(注) 上表の認定企画件数・奨励金額は、東広島・呉キャンパスの合算を示す

《健康相談、心的支援、生活相談》

(1)学生相談室・保健室

- ・各キャンパスに、学生相談室を設置し、室長（医師）の下に学生相談カウンセラー（常勤・臨床心理士）2 人、医師や看護・心理学を専門とする教員を中心に相談員を配置し、学生の相談に対応している。また、各キャンパスに看護師が 1 人ずつ常駐する保健室を設け、学生の健康支援を図っている。
- ・利用状況の年度別推移は表 2-4-4 に示すとおりである。

表 2-4-4 利用状況の年度別推移（延べ件数）

利用内容	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
健康チェック	1,496	798	585	158	472
健康相談	1,786	1,453	1,401	1,245	1,100
内科症状	1,031	813	1,060	652	741
外科症状	387	330	455	208	267
心の相談	2,836	2,149	1,602	1,396	1,343
計	7,536	5,543	5,103	3,659	3,923

(単位：件)

(2)心身の健康維持

- ・学生相談室でのカウンセリングは、学生相談カウンセラーが行っており、個人情報はおく守られている。
- ・各キャンパスに、学生相談カウンセラーを配置し、週 5 日 9 時から 17 時まで相談を受け付けている。
- ・月に一度、学生相談室のスタッフによるカンファレンスに加え、学生相談室長とカウンセラーのミーティングを設けることで、キャンパスごとの来談学生の問題傾向を共有し、対応を協議している。
- ・保健室では、毎年 4 月に定期健康診断を実施し、保健指導、健康相談を行っている。
- ・健康の自己管理のために体組成計や血圧測定器、血管年齢測定器を設置している。結果については、説明・指導を行っている。また、アルコールパッチテストも実施している。
- ・毎年 7 月に各キャンパス合同で「熱中症対策キャンペーン」を実施している。
- ・東広島キャンパスでは、健康の基本である食事の大切さを学ぶ「料理教室」を毎年 2 回（5 月・11 月）開催している。また、食育月間に合わせて「食育キャンペーン」も実施している。
- ・毎年 12 月の世界エイズデーに合わせて、各キャンパス合同で「世界エイズデーキャンペーン」を実施している。

(3)安全と衛生の体制

- ・「自動体外式除細動器（AED）」を、東広島キャンパスは 8 箇所、呉キャンパスは 8 箇所設置し、緊急の対応に備えている。
- ・緊急時に対応できるよう、教職員を対象として救急救命処置及び AED の使い方の講習会を年度初めに開催している。平成 29(2017)年度東広島キャンパス、呉キャンパスにおいて各 1 回実施した。
- ・市街地から離れている東広島キャンパスでは、緊急時に学内で「ハリーコール」をかけ医師教員や救急救命士教員が迅速に対応できる体制をとっている。
- ・本学では平成 25(2013)年 9 月より大学敷地内を全面禁煙とした。さらに、全面禁煙に伴い、たばこの吸殻のポイ捨て等近隣住民への迷惑を防止することも含め、教職員が中心となり定期的に学内外を巡回し、監視・指導を行っている。

(4)ハラスメントへの対応

- ・セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントには、本学に人権侵害防止委員会を設置し対応している。

- ・通報及び相談を受け付ける窓口を学園に設け、公益通報体制を構築している。

(5)その他

- ・学修指導に使用している「広国大教職員ハンドブック」の中に学生との接し方等のマニュアルも記載しており、学生支援や学生サービスの質の向上に努めている。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・「広島国際大学チャレンジプロジェクト」や「海外留学支援事業」のような、学生の自主的活動を支援する方策を拡充していく。
- ・海外留学支援事業の参加者激減により、引き続き学生のヒアリングを含めて継続の有無を検討するが、留学・海外渡航希望者の選択肢の幅を広げるため、海外の協定校を増加させ、多種多様なプログラムの構築していく。
- ・異文化体験などの海外短期プログラムを充実させていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

《施設設備》

- ・本学は、東広島市に東広島キャンパス、呉市に呉キャンパスを設置しており表 2-5-1、表 2-5-2 に示す施設を有している。
- ・校地・校舎は、表 2-5-3 に示すとおり、各キャンパスとも大学設置基準上必要な面積を十分に上回り、その他教育研究活動に必要な施設設備も揃っており、ゆとりあるキャンパスとなっている。

表 2-5-1 東広島キャンパスの主要施設概要

施設名	延面積(m ²)	階	主 要 施 設
1号館	25,279.22	7	学長室、応接室、広報室、学長室（企画課・庶務課・会計課・営繕課）、研究支援・社会連携センター事務室、会議室、東広島キャンパス学部事務室（保健医療学部・総合リハビリテーション学部・健康科学部〔心理学科、医療経営学科、医療福祉学科〕・健康スポーツ学部）、教員研究室、非常勤講師室、保健医療学部（診療放射線学科・医療技術学科）の実習施設、健康科学部（医療福祉学科）の実習施設、R I 実験室、X線施設、MR I 施設、総合教育センター講義室、情報演習室、コンピュータ室、図書館本館1号館、医療・福祉学研究所院生研究室、教室、院生ゼミ室、学生食堂、ブックセンター、防災センター、保健室、校員室、多目的室 A・B、アクティブラーニングスタジオ
2号館	13,045.47	8	教務部教務課、総合教育センター、学生部学生課、入試センター事務室、キャリアセンター事務室、国際交流センター事務室、ボランティアセンター、障がい学生支援室、学生相談室、東広島キャンパス学部事務室分室、教員研究室、教室、ゼミ室、学生食堂、コミュニティールーム、多目的室 C、常翔ウェルフェア広島事業部事務室
3号館	19,845.73	10	教員研究室、教室、総合リハビリテーション学部（リハビリテーション学科）の実習施設、ゼミ室、健康科学部（心理学科、医療経営学科）の実習施設、心理学部（心理学科）の実習施設、マルチメディア教室、図書館本館3号館、実験実習室、院生講義室、非常勤講師室、会議室、心理科学研究科院生研究室、院生ゼミ室、自習室、ラーニング・コモンズ
Active Wellness Center	4434.56	3	トレーニングルーム、スポーツ動作解析、生理学実習室、スポーツ実習室、ミーティングルーム、教室、健康スポーツ学部（健康スポーツ学科）の実習施設
管理棟	76.80	1	教員室、男子更衣室、女子更衣室
講堂	6,356.35	5	2,149人収容（身体障がい者用4席を含む）
クラブハウス	2,065.77	4	部室、音楽練習場、茶室
体育館	1,667.07	3	観覧席（287人収容）
第1練習場	301.00	2	柔道場
第2練習場	222.87	1	剣道場
弓道場	108.00	1	弓道場
陸上競技場	14,650.00	—	鉄棒、砂場
野球場	10,148.00	—	1面
サッカー場	17,599.00	—	2面
ラグビー場	17,599.00	—	1面
テニスコート	3,000.00	—	4面
学生寮	25,743.75	8	6棟（A・B・C・D・E・F棟〔878室〕）

表 2-5-2 呉キャンパスの主要施設概要

施設名	延面積(m ²)	階	主 要 施 設
1号館	13,749.89	7	学長室、応接室、広報室(呉)、教務部教務課、学生部学生課、キャリアセンター事務室、呉キャンパス学部事務室(看護学部事務室、薬学部事務室、健康科学部〔医療栄養学科〕、教員研究室、非常勤講師室、教室、ゼミ室、看護学部長室、健康科学部(医療栄養学科)の実習施設、IPE演習室、情報処理演習室、総合教育センター、コンピュータ室、メディアホール、学生食堂、防災センター、院生ゼミ室、院生講義室、保健室、学生相談室
2号館	13,443.10	11	教員研究室、非常勤講師室、会議室、教室、ゼミ室、看護学部(看護学科)の実習施設、多目的室、看護学研究科院生研究室、院生ゼミ室、実験実習室、院生講義室、自習室、総合サービスセンター、アクティブラーニングスタジオ
3号館	8444.55	4	教室、ラーニングコモンズ、IPEホール、個別学修ブース、ラーニングコモンズ【LINK】、グループワーク、スタディールーム
5号館	4,233.62	5	図書館呉分館、図書閲覧室、教室
6号館	13,774.08	10	薬学部長室、会議室、教員研究室、教室、実験室、薬学部(薬学科)の実習施設、動物飼育室、NMR室、RI実験室、情報演習室、医療薬学研究センター、教育支援センター、ゼミ室、薬学研究科院生研究室、院生講義室、コミュニティルーム
7号館	479.01	1	校員室、清掃控室
体育館	3,883.45	3	アリーナ、第1練習場(卓球場)、第2練習場(トレーニングルーム)
第3練習場	214.17	1	柔道場
第4練習場	214.17	1	空手道場
グラウンド	14,204.00	—	サッカー場、野球場、鉄棒・砂場
クラブハウス	1,256.04	2	部室、更衣室
学生研修棟	26,691.10	9	3棟(A・B・C〔692室〕)(Bのみ10階)
薬草園	774	—	薬草園、温室

表 2-5-3 校地・校舎の面積

区分	面積(m ²)	大学設置基準上必要な校地・校舎面積(m ²)
校 地	415,250.58	43,400.00
校 舎	111,995.86	38,839.00

(1)図書館

- ・本学図書館は、本館(東広島キャンパス1号館、3号館)と呉分館(呉キャンパス5号館)で構成されている。
- ・本館1号館は保健医療学部、健康科学部医療福祉学科、健康スポーツ学部関連の図書、本館3号館は総合リハビリテーション学部、健康科学部心理学科、健康科学部医療経営学科関連の図書、呉分館は看護学部、薬学部、健康科学部医療栄養学科、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻関連の図書を所蔵している。
- ・図書館コンピュータシステムにより、両キャンパス図書館の蔵書検索、利用状況問合わせ、図書貸出予約などを可能としている。また、他キャンパス図書館にある図書を利用者が所属するキャンパス図書館で受け取れるサービスを実施している。
- ・その他、電子ブック・ジャーナル、データベースなど多くのサービスを利用者に提供している。

- ・全キャンパス図書館において書架が狭隘化している。また、令和 2(2020)年 4 月の広島キャンパス移転により、広島キャンパス広島分館の図書を東広島キャンパス本館 3 号館と呉分館に移設した。

(2) 体育施設と運動場

- ・表 2-5-1、表 2-5-2 のとおりの体育施設と運動場がある。

《施設設備の維持・運営》

- ・呉キャンパスの 3 号館及び 4 号館、5 号館、体育館、クラブハウスは昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準で建築されている。このうち、5 号館は図書館及び教室として使用しており、使用頻度が高いため、平成 26(2014)年度に耐震補強改修工事を行った。3 号館及びクラブハウスについては、平成 30(2018)年度にて立替えを行った。
- ・施設設備の維持・管理等については、専任職員を配置し、専門業者への委託等により、法令を遵守した適切な保守点検、維持修繕、運営管理を行っている。
- ・施設設備の防火・防災・防犯の管理について「防火・防災管理規定」を制定し、管理責任者及び必要な事項を定め、各管理責任者のもと、保安管理、事故予防措置等施設の安全性維持に努めている。
- ・定期的に学生及び教職員を対象として両キャンパスにおいて、防火・防災訓練を行っている。
- ・事故発生等緊急時の対応組織・措置を明確にし、訓練を行い、その他施設設備等についても、それぞれ規定を定め、安全性確保を図っている。具体的には以下のとおりである。
 - (1) 火災、地震、風水害による被害に対しては、緊急対策本部及び自衛保安隊を組織して、被害を最小限にとどめる措置を講じている。また、東広島キャンパス及び呉キャンパスに防火・防災管理者をそれぞれ置くとともに、各室の火元・戸締責任者を置き、火気類の管理、設備の耐震性確保、盗難犯罪事故防止等の安全管理に関して必要な措置を講じている。
 - (2) 防犯については、保安業務を委託し、24 時間の警備体制を敷いている。また、外部訪問者には、名札等で区分する等、防犯の徹底化を図っている。
 - (3) 放射線管理に関しては、本学の保健医療学部の RI 実験施設等での教育・研究のために実施する実験・実習において放射性同位元素等の取扱を規制することにより、これらによる放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とした「放射線障害予防規程」を制定し、規程に則った放射線管理を行っている。
 - (4) 動物実験に関しては、本学において動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を定め、科学的かつ動物福祉の観点から適正な動物実験の実施を図ることを目的として「広島国際大学動物実験に関する規定」を定めるとともに、実験動物飼育施設を整備し、適切な管理を行っている。
 - (5) 廃液・廃棄物に関しては、教育・研究において、環境汚染の原因となる有害物質を含む実験廃液及び実験系廃棄物が不正に排出されることを防止し、大学及び周辺地域の生活環境の保全を図るべく「広島国際大学廃液・廃棄物処理規定」を定め、排出され

る廃液・廃棄物の貯留、運搬から処理委託業者への引渡しに至るまでの徹底した管理を行っている。

- ・学生間のコミュニケーションを支援するために、キャンパス毎に、表 2-5-1、表 2-5-2 のとおりコミュニティー・スペースを設置しており、多くの学生が利用している。
- ・両キャンパスとも平成 10(1998)年度以降に新築の建物には、車椅子対応エレベーター及び身体障がい者用トイレ、教室に車椅子用机を整備しており、バリアフリーに対応している。
- ・施設設備に対する学生の意見は、全学生を対象とする「学生意識・動向調査」(第 1 回：平成 22(2010)年 11 月、第 2 回：平成 23(2011)年 11 月、第 3 回：平成 24(2012)年 11 月、第 4 回：平成 28(2016)年 1 月)により把握し、学長室にて検討し、適切に対応している。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

《実習施設等の有効活用》

(1)情報施設

- ・情報処理教育の充実を図るため、平成 31(2019)年 3 月に東広島キャンパスの第 1～第 5 情報演習室、第 1 マルチメディア教室、自習室、呉キャンパスの情報処理演習室 1・2、パソコン演習室 1、情報演習室のパソコン、ネットワーク機器、サーバを更新した。
- ・デスクトップパソコンの台数は、東広島キャンパスに 380 台、呉キャンパスに 252 台である。平日 9 時～22 時、土曜日 9 時～16 時 30 分まで授業で使用していない時は自由に利用可能としている。
- ・各キャンパスには、授業で使用しないオープン利用専用教室も設置している。各教室の空き状況は、情報演習室利用状況確認システムにより、Web にて確認できる。
- ・学内の多くの場所で、無線 LAN にてノートパソコン・スマートホン・タブレット端末等の学内ネットワークへの接続を可能としている。
- ・図書館本館 1・3 号館及び図書館呉分館においては、貸出用のノートパソコン 24 台を設置している。
- ・電子メールについては、全学生・教職員にアカウントを交付している。
- ・インターネット接続の回線速度は、東広島・呉キャンパスにおいて 1 Gbps×2 回線となっており、利用者の要求を満たしている。
- ・インターネット接続については、Firewall により外部からの不正アクセス等に対処しており、フィルタリングソフトを稼働させたサーバを必ず経由させることで、有害情報へのアクセスを制限している。また、VPN(Virtual Private Network)装置を設置して、外部から学内ネットワークへの接続手段を確保している。
- ・事務用のネットワークは、セキュリティのために、教育用とは物理的に別のネットワークを敷設しサーバ、パソコンを設置している。また、事務用ネットワークから教育用ネットワークへの接続は、Firewall を介して接続し、情報の漏えいを防いでいる。学生データ管理については、事務用基幹システム (CampusMate) にて、各部署の扱う電子データは事務用ファイルサーバにて管理している。
- ・学内のパソコンについてマイクロソフト社と包括ライセンス契約を行い、ライセンス違

反のない環境を担保している。

(2)多目的室（ラーニング・commons）

- ・東広島キャンパスには、1号館1階、2号館8階、3号館6階にグループワーク用の机・椅子、電子黒板、ホワイトボードを設置した多目的室やラーニング・commonsを整備し、学生の自立的学修を支援する環境を整備している。
- ・呉キャンパスには、3号館3階にグループワーク用の机・椅子、電子黒板、ホワイトボードを設置したラーニング・commonsを整備し、4階には個別学修ブースを設置し、学生の自立的学修を支援する環境を整備している。

(3)アクティブラーニングスタジオ・アクティブラーニング教室

- ・アクティブラーニング等を可能とするグループワークや体験学習、高度情報化社会に適應できる能力を養う学修に適した環境整備を行うため、平成29(2017)年度に東広島キャンパス3教室及び呉キャンパス2教室の固定式机・椅子を可動式へ改修、壁面をホワイトボード化することで、アクティブラーニング教室として整備し、平成30(2018)年度から運用を開始した。その中でも、東広島キャンパスの122教室（1号館2階）と呉キャンパスの2701教室（2号館7階）においては、マルチプロジェクター、遠隔講義システムの設置により遠隔講義も可能なアクティブラーニングスタジオとして稼働している。

(4)附属施設

- ・心理臨床センターを呉キャンパスに設置し、心の問題を持つ人に対して心理臨床的援助活動を行うことで地域社会に貢献するとともに、大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻及び臨床心理学専攻博士後期課程の大学院生のための実習施設としての役割も果たしている。開室時間は、月曜日から土曜日（水曜日を除く）の10時～17時で、平成29(2017)年度の来所者数は、延べ2,064人である。

《図書館の有効活用》

- ・東広島キャンパスには、図書館本館1号館と図書館本館3号館に合計138,322冊の蔵書、83種の定期購読雑誌、視聴覚資料5,191点を所蔵し、面積は1,658.81㎡、閲覧席は374席である。
- ・呉キャンパス図書館呉分館には、80,867冊の蔵書、65種の定期購読雑誌、視聴覚資料2,737点を所蔵し、面積は1,675.50㎡、閲覧席は133席である。
- ・このように、2キャンパスの図書館はいずれも、十分な学術情報資料を有している。
- ・インターネットによる蔵書検索に加え、本学内ネットワークからのアクセスであれば、電子ブック（4,899冊）、電子ジャーナル（30種）、データベース検索（17種）の閲覧・利用も可能としている。
- ・開館時間は、平日9時～20時、土曜日9時～17時であるが、試験集中期間中は22時まで延長し、日曜・祝日も開館している。
- ・平成20(2008)年度からサービスの向上と効率化のため外部委託での運営を始め、平成29(2017)年度の年間開館日数は、委託前の260日から297日となった。
- ・平成29(2017)年度の入館者は、4館合計で1日平均832人であった。
- ・図書館における書架の狭隘化への改善策として、平成30(2018)年度に広島国際大学

図書廃棄規準を定め、組織的に図書廃棄規準に該当する図書の廃棄を行った。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

- ・学生寮及び学生研修棟には、車椅子の学生が生活できる居室を用意しており、入居者の障がいに応じて改修工事等をおこない、バリアフリーに対応している。
- ・教室には、車イスで聴講できる座席を用意している。
- ・食堂には、車イス席を用意している。
- ・キャンパス内には身障者等に対応した多目的トイレを設置するとともに建物入口にはスロープを設置している。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

- ・教育効果の向上を図るため、原則として、演習、実習及び実験科目については、1つの科目を複数教員が担当することで、教員1人当たりの学生数が少人数となるよう配慮している。また、一部科目については、2組に分け1クラスを30人から60人程度としている。
- ・講義科目においても、1クラスの人数が多い場合には、クラス分けを行うことで教育効果を得ている。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

- ・なし

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

基準項目2-6を満たしている。

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・学生の意見・要望を汲み上げるために、以下のシステムがある。

(1)VOS(Voices of Students)

- ・VOSは個々の学生が直接、意見や要望を訴える制度である。学生は指定のフォーマットに記名記述し、学内6箇所（東広島キャンパス3箇所、呉キャンパス2箇所）に設置した回収箱に投函する。意見や要望の中には、学修支援に関するものもあり、職員は学生の名前を伏せ、当該部署等に回答を求め、同時に必要な対策を検討・実施し、結果を学生に知らせている。

(2)学長 Cafe

- ・学長が学生の要望や意見等を直接聴き、学生のニーズに応じた適切な支援につなげる「学長 Cafe」を各キャンパスで年複数回開催している。毎回 10 人前後の学生が参加し、活発な意見交換がされている。

(3)ブックハンティング・館長カフェ

- ・学生、教員、図書館スタッフが直接書店に出向き、共同で図書選書を行うブックハンティング、図書館長が学生から図書館に対しての要望や意見等を聴く館長カフェを年 2 回開催している。
- ・令和 2(2020)年度は、ブックハンティングを 9 月と 11 月に開催し多くの学生と教職員が参加した。学生参加者が選書を行った図書は貸出し回数も多く好評である。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・全学生を対象とする「学生意識・動向調査」(第 1 回：平成 22(2010)年 11 月、第 2 回：平成 23(2011)年 11 月、第 3 回：平成 24(2012)年 11 月、第 4 回：平成 28(2016)年 1 月)を実施し、学生生活全般の意識・要望等を調査した。これらの結果は、毎年調査後に学生へのフィードバックを行っている。
- ・東広島キャンパス、呉キャンパスを開設し、心身に関する健康相談、学生生活に関する相談を受付けている。
- ・定期的に学生相談室カンファレンスを実施している。本カンファレンスでは学生からの意見、要望や気付き等を情報共有し、対応策等を検討の上、次回の個別相談等にフィードバックさせている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

- ・大規模な施設・設備の更新時、学生や教職員の意見を取り入れるため、WG を立上げ議論している。学生・教職員・地域住民と協働で施設名称や施設の活用方法の意見を集約し、学生生活環境の改善を行っている。

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・令和 2(2020)年 11 月、教員対象に電子ブック「Maruzen eBook Library」の使い方、授業等での活用方法、他教育機関での活用事例の研修会を実施した。今後は、電子図書を活用した講義等により、学修環境改善により学生の学修満足度の向上をめざす。

[基準 2 の自己評価]

- ・本大学のアドミッションポリシー及び学科・専攻のアドミッションポリシーは明確であり、大学の公的印刷物や本学ホームページにより公表され、全教職員に認知されている。
- ・アドミッションポリシーに基づいて受け入れた学生に対し、適切な教育課程の下に十分な人数の教職員と適切なクラスサイズで教育を行っている。
- ・学生の就職状況や国家試験合格率から判断して、各学部・学科における現状の教育内容・

方法はその目的に沿って機能しており、キャリア支援体制も適切に実施されている。

- 学生に対する様々な経済的支援を実施しており、さらに、教育及び学生生活を行うための施設・設備も充実している。
- 授業、学生支援及び施設・設備に対する学生の意見・要望を汲み上げる仕組みは適切に整備され、意見・要望の把握と分析結果に基づき、支援を行っている。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

・平成 23(2011)年度に全学のディプロマ・ポリシーを制定し、学生手帳及び広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）のホームページ等に明示している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

《単位認定》

- ・単位については、広島国際大学学則第 25 条（以下「本大学」という）、広島国際大学大学院学則第 14 条（以下「本大学院」という）、広島国際大学助産学専攻科規定第 14 条（以下「助産学専攻科」）に単位の計算方法等で規定されている。1 授業時間（授業時間割の 1 時限）を 90 分とし、これを単位換算における 2 時間としている。講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位としている。実験及び実習については、30 時間から 45 時間までの範囲で、本学が定める時間の授業をもって 1 単位としている。
- ・1 学期の授業は、16 週を確保し、そのなかで期末試験等を行っている。
- ・期末試験等により、本学の定める授業時間を下回ることがないように、シラバス作成時にその旨を記載したシラバス作成要領を授業担当教員に配付している。
- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準を策定し、新たな学修評価システムの検討など継続的に見直しも行っている。

《進級、卒業認定、修了認定》

[学部・学科]

- ・修業年限は、4 年（薬学部は 6 年）である。
- ・在学年数は、4 年以上 8 年以内（薬学部では 6 年以上 12 年以内）である。
- ・薬学部では、上位年次配当科目の履修要件を年次ごとに設定している。その他の学部では進級要件を設定している。
- ・各学科の卒業要件は、学則第 30 条に規定されており、表 3-1-1 に示すように、それぞれの学科で定めている。

- ・ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準を策定し、新たな学修評価システムの検討など継続的に見直しを行っている。

表 3-1-1 卒業に必要な単位数

学部	学科/専攻		共通教育 科目	スタンダード 科目	オプション 科目	専門教育 科目	計
保健医療学部	診療放射線学科		—	15 単位	6 単位	109 単位	130 単位 以上
	医療技術 学科	臨床工学専攻	—	15 単位	7 単位	102 単位	124 単位 以上
		臨床検査学専攻					
救急救命学科		—	15 単位	10 単位	99 単位	124 単位 以上	
総合リハビリテーション学部	リハビリテーション学科	理学療法学専攻	—	15 単位	4 単位	105 単位	124 単位 以上
		作業療法学専攻	—	15 単位	4 単位	105 単位	124 単位 以上
		言語聴覚療法学専攻	—	15 単位	6 単位	103 単位	124 単位 以上
		義肢装具学専攻	—	15 単位	6 単位	103 単位	124 単位 以上
健康科学部	心理学科		—	15 単位	19 単位	80 単位	124 単位 以上
	医療栄養学科		—	15 単位	10 単位	100 単位	125 単位 以上
	医療経営学科		—	15 単位	8 単位	91 単位	124 単位 以上
	医療福祉 学科	医療福祉学専攻	—	15 単位	8 単位	91 単位	124 単位 以上
介護福祉学専攻							
保育福祉学専攻							
健康スポーツ学部	健康スポーツ学科		—	15 単位	18 単位	85 単位	124 単位 以上
看護学部	看護学科		—	15 単位	8 単位	105 単位	128 単位 以上
薬学部	薬学科		24 単位	—	—	162 単位	186 単位 以上

[研究科・専攻]

- ・本大学院の修了及び学位の取得要件は本大学院学則に規定されており、研究科・専攻ごとに定められている。
- ・本大学院の修了要件については、次の 1)から 4)のように決められている。

1)博士前期課程及び修士課程

- ・当該課程に 2 年以上在学して、所定の授業科目について 30 単位以上を修得し、

かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。

2)博士後期課程

- ・当該課程に3年以上在学して、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

3)薬学研究科博士課程

- ・当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。

4)専門職学位課程

- ・当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について50単位以上を修得すること。
- ・本大学院のすべての課程において、進級要件は設けていない。

[助産学専攻科]

- ・修了要件は、助産学専攻科規定に規定されている。

《成績》

[全学]

- ・シラバスに記載されている評価基準は、レポートや試験等の評価対象ごとの配分割合の合計が100%になるよう示しているだけで、到達目標ごとの採点の基準は明確となっていない。
- ・科目の成績は、平成24(2012)年度以前の入学生については、「5・4・3・2・1・*」の6種の評語をもって表し、「5・4・3」を合格とする。平成25(2013)年度入学生からは、「S・A・B・C・D・E・*」の7種の評語をもって表し、「S・A・B・C」を合格とする。学業成績の評価基準は、表3-1-2に示すとおりである。

表 3-1-2 学業成績の評価基準

評語	S	A	B	C	D	E	*
100 点満点	100~90	89~80	79~70	69~60	59~30	29~ 0	評価不能
GP (グレードポイント)	4	3	2	1	0	0	
可否	合格				不合格		

(注) ・非受験、レポート未提出及び授業に出席していない等により、成績が評価できない場合は、「*」と表示する
 ・編入学等で単位認定を受けた場合は「認」と表示する
 ・点数等で評価できない、実験・実習、特別研究等の授業科目の場合、合格は「G」、不合格は「F」と表示する

[学部・学科]

・既修得単位や外部試験の成績等による単位認定、留学生特例科目については、次の 1) から 6) のように決めている。

1) 他大学等での既修得単位の取り扱い

- ・入学前における他大学または短期大学等での既修得単位の取り扱いについては、本大学学則第 23 条に基づき認定が行われる。
- ・他大学を卒業あるいは 2 年以上在籍して中途退学した者、短期大学を卒業した者、高等専門学校を卒業した者、文部科学大臣の指定する専門学校を卒業した者が、それまでに修得した単位の取り扱いについて、当該学生の単位認定申請により、その学修教育内容及び単位数を本学の教育課程と照合のうえ、教務委員、学科長が調査を行い、30 単位を限度として、教授会の議を経て学部長が認定している。

2) 学校法人常翔学園（以下「本学園」という）が設置する大学間における既修得単位の取り扱い

- ・本学園が設置する大学（本大学、大阪工業大学、摂南大学）間の転入学制度が設けられている。この際に、学業成績の読み替えについては、上記 1) の他大学の場合と同様に適切に行われている。

3) 転学部・転学科における既修得単位の取り扱い

- ・転学部・転学科の制度が設けられており、志望先に欠員のある場合に限り、1~3 年次年次への転学部・転学科を許可している。この際に、在学中の学業成績を基に志望先学科の学科長、教務委員と受け入れの可否について面談を行い、教授会で審議している。また、学業成績の読み替えについても教授会で審議され、適切に行われている。

4) 外部試験の成績による単位認定

- ・TOEIC の試験において、470 点以上で 1 単位、600 点以上で 2 単位を当該学生の申請により認定し、成績は「認」と表示する。認定対象科目は英語の共通教育科目が指定されている。

5) 海外研修による単位認定

- ・スインバン工科大学（オーストラリア・メルボルン）において実施している春期オンライン語学研修（英語）に参加し修了した学生で、単位認定の申請があった場合は、外国語科目「英語コミュニケーション I（英語 II a）」、「英語コミュニケーション II（英

語Ⅱb)」もしくは「英語プレゼンテーション(英語Ⅳ)」から1単位を認定し、学業成績通知書に「認」と表示している。

6)留学生特例科目

- ・外国人留学生を対象として、薬学部を除く全学部においては、「日本事情 a」、「日本事情 b」、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」を1年次から3年次に開講し、修得した単位を、「日本事情 a」または「日本事情 b」はオプション科目(ベーシック)の人間と社会の2単位までを、「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」はオプション科目のグローバルの4単位までとして代えることができる。
- ・外国人留学生を対象として、薬学部については「日本事情Ⅰ」、「日本事情Ⅱ」、「日本語Ⅰ a」、「日本語Ⅰ b」、「日本語Ⅱ」を共通教育科目として1年次から2年次に開講し、修得した単位を、「日本事情Ⅰ」は共通基礎社会科学の2単位、「日本語Ⅰ a」、「日本語Ⅰ b」、「日本語Ⅱ」は外国語の6単位までとして代えることができる。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

- ・各授業科目の成績評価は、本大学学則第26条、本大学院学則第20条、助産学専攻科規定第15条に規定されており、各授業担当教員が学生個々の学修過程と学修成果を総合的に判定し、厳正に評価している。評価基準は、各授業のシラバスに明記されている。
- ・成績評価結果に疑義がある場合の申し立てについては、学期ごとに期間を定めて受付を行っており、評価の適正化に努めている。
- ・保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学部では、進級要件を年次ごとに設定している。
- ・卒業判定は各学部の教授会において厳正に行われている。
- ・修了判定は各研究科の研究科委員会において厳正に行われている。

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

- ・シラバス記載の評価基準が配点の比率のみのため、ルーブリック等を利用した明瞭な採点基準を検討していく。
- ・本学のディプロマ・ポリシーに基づいた人材育成となるよう、在学中の成績推移の可視化による学修指導体制の整備や正課の学業成績だけでなく、正課外活動も取り入れた総合的なディプロマ・ポリシー達成度を計る学修評価システム(ディプロマ・サプリメント)の構築を図っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

《教育課程編成方針》

- ・本学は、本学園の建学の精神、本学の目的に基づいた本学の教育の理念及び学部・学科並びに研究科・専攻の教育目的を達成するために、平成 25(2013)年度に以下の「教育・研究の指針」を定め、「学生手帳」及び本学ホームページ等に明示している。

1) 慈愛のこころ

医療者として、教育機関の職員として、社会の一員として他者を慈しむ。

2) 探求のこころ

健康・医療・福祉を学ぶひと、究めるひと、支えるひと、それぞれが新しいものを創造し、常によりよい方向を目指す。

3) 調和のこころ

地域の人々、職場の人々と互いの異なるところを認め合い、それを踏まえて共に力を合わせてまとめ上げていく。

- ・全学のカリキュラム・ポリシーを平成 22(2010)年度に制定した。さらに、教育・研究の指針に基づき、平成 25(2013)年度の全学の改訂を経て、平成 28(2016)年度、令和 2(2020)年度の新カリキュラム導入に合わせて、一部の学部・学科において随時見直しを行い、「学生手帳」、ホームページ等に明示している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・本大学では、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに基づいて各学部学科の教育目的を達成できるようカリキュラムを編成している。
- ・カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーが達成できるよう編成されている。また、総合教育センターを中心に各ポリシーの内容や一貫性の点検を行える体制を構築しており、時代と共に変化する社会からの要請に対応できるよう、常に学修や教育目標を見直している。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

[全学]

- ・本学の教育の理念を明確にするために、カリキュラム・ポリシーを制定し、ホームページ並びに学生手帳等に明示し、学内外に周知している。
- ・本学の教育課程は、本大学及び各学部・学科、研究科・専攻並びに助産学専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき、体系的に編成されている。
- ・各学部・学科、研究科・専攻及び助産学専攻科の教育目的は、以下の 1) から 5) に述べる教育方法等に反映されており、本学の教育の特色となっている。

1) 少人数制教育

- ・1年次の「チュートリアル」、「アカデミックリテラシー（基礎ゼミナール）」及び各学

部の「卒業研究」をはじめとして、演習・実習、外国語科目等を少人数制で行い、学生の実践的能力を高めている。

2) 実験・実習を重視した実践的・体験的な教育

- ・各学科ともに、学内に現場同様の施設設備を有し、少人数による実験・実習を行っている。
- ・リハビリテーション学科の理学療法学専攻及び作業療法学専攻においては、学内教育によって学外臨床実習に臨む学力や技術力が十分養えたかについて評価する客観的臨床能力試験(OSCE: Objective Structured Clinical Examination)を平成 26(2014)年度より外部評価者を交えて実施し、その成果を評価している。
- ・薬学部では第 5 年次配当授業科目「学外実務実習」の履修に、薬学共用試験センターの客観試験(CBT: Computer Based Testing)と客観的臨床能力試験(OSCE)の合格を必須の条件としている。

3) 専門職連携教育 (IPE: Interprofessional Education、以下「IPE」という)

- ・高度化・専門化が進む健康、医療、福祉領域の現場において求められる「チーム医療」の推進役となる人材を育成するために、平成 25(2013)年度入学生から全学科を対象に、IPE を導入した。
- ・この IPE を通じて、本学の学生は、健康、医療、福祉領域の職場だけではなく、一般企業においてもチームとして活動するための必要な知識と力を身につけることができる。
- ・令和 2(2020)年度からは、薬学部を除く全学部において、本大学のスタンダード科目(全学必修科目)として、「専門職連携基礎演習Ⅰ」「専門職連携基礎演習Ⅱ」「専門職連携総合演習Ⅰ」「専門職連携総合演習Ⅱ」を配置し、IPE を行っている。薬学部については、専門教育科目に配置し実施しているが、令和 3 (2021) 年度よりカリキュラム改訂を行い、スタンダード科目に配置する予定である。

4) 国際化への対応

- ・総合教育センターの「学力推進部門」を中心に、少人数制の英会話講座を実施している。なお、令和 2(2020)年度においては、コロナ禍の影響により、少人数制の英会話講座の開講を見送っている。また、正課の授業科目である英語教育において、「習熟度試験(英語)」により習熟度別クラス編成を行っている。
- ・全学必修科目であるスタンダード科目の「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ」「英語リーディングⅠ、Ⅱ」に加え、上級科目となる 2・3 年次の開講科目として、オプション科目(アドバンスド)のグローバルにおいて、「Reading&Writing」「英語プレゼンテーション」「検定英語」を開講している。
- ・さらに、国際交流センターでは、学生の海外留学・研修の推進及び留学生の受け入れ等に必要な指導助言を行っている。

5) 資格取得への体制とキャリア育成教育の充実

- ・国家資格等の取得をめざす学科等においては、それぞれの養成施設の指定規則に則った、カリキュラム編成とし、社会の要請に基づき、対応している。また、資格取得に向けてきめ細かな学修支援を行っている。

- ・国家資格をめざす学科では、専門科目において、めざす職業の専門性・業務内容を理解するためのキャリア教育科目を開講している。
- ・エクステンション講座の開講や資格取得奨励金制度を設けて、キャリア育成を行っている。

[学部・学科]

- ・各学部・学科は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、各学部・学科の教育目的を達成するためのカリキュラムを編成している。
- ・資格取得については、表3-2-1に示した国家資格等の取得に向け、正課の授業科目に加えて特別講座を開講する等、積極的な学修支援を行っている。その結果、各種国家資格等の合格率は表3-2-1に示すとおり概ね全国平均と同等あるいはそれ以上の好成績を残している。

表3-2-1 2019年度国家資格等の合格率と全国平均合格率

国家資格等	本学合格率	全国平均合格率
診療放射線技師	98.6%	92.2%
臨床工学技士	97.6%	82.1%
臨床検査技師	81.6%	83.1%
救急救命士	96.0%	91.4%
理学療法士	100.0%	93.2%
作業療法士	100.0%	94.2%
言語聴覚療法士	70.6%	65.4%
義肢装具士	90.5%	78.8%
社会福祉士	77.8%	56.0%
精神保健福祉士	87.5%	74.0%
介護福祉士	100.0%	80.0%
診療情報管理士(日本病院会認定)	42.9%	(61.9%)
看護師	93.1%	94.7%
保健師	100.0%	96.3%
助産師 ^{※1}	88.9%	99.5%
薬剤師	64.7%	84.8%
臨床心理士(日本臨床心理士資格認定協会) ^{※2}	80.0%	(62.7%)
公認心理師 ^{※2}	62.5%	(46.4%)

(※1) 助産学専攻科

(※2) 大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻(専門職学位課程)

※表中の合格率は、新卒受験者の合格率である。なお、全国平均合格率における括弧は、既卒者を含んだ受験者全体の合格率である。

- ・共通教育科目、スタンダード科目、オプション科目では、それぞれの系列・分野ごとに卒業に必要な単位数を設け、修得する科目の偏りを防いでいる。
- ・専門教育科目は、専門基礎とその学科特有の専門科目があるが、専門科目は、実務を意識した系列・分野に分けられ、それぞれの系列・分野ごとに修得する単位数を設け、偏りなく科目を修得するように配慮されている。
- ・保健医療学部、総合リハビリテーション学部、健康科学部、健康スポーツ学部、看護学部では、特定の実習科目、演習科目を履修するための先修科目を設けて科目履修の順序性に配慮している。

- ・単位制度の実質化を保証するため、履修登録単位数の上限を学科ごとに定めている。
- ・薬学部では、上位年次配当授業科目の履修要件を設けている。
- ・各学科のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、共通教育科目、スタンダード科目、オプション科目は総合教育センター長により、また、専門教育科目は各学科長により点検、確認を受けた上で最終決定している。シラバスは電子化され、平成19(2007)年度より、学内外に公開されている。
- ・共通教育科目、スタンダード科目、オプション科目と各学部の専門教育科目について、カリキュラムツリー（履修系統図）を作成し、学生がカリキュラムの体系性を認識できるように、本学ホームページに掲載している。
- ・教学マネジメント体制の構築に向けた取り組みとして、学生の学修成果の評価について、本大学がその目的、達成すべき質的水準、評価の実施方法などについて定めた「アセスメントプラン」を令和3(2021)年4月から導入している。

[教職課程]

- ・表3-2-2に示す教員免許状を取得するための教職課程科目が設けられている。

表3-2-2 教職課程において取得可能な教員免許状

学科・専攻	免許状の種類	免許教科	2019年度 取得者数
医療栄養学科	栄養教諭一種免許状	—	8人
医療福祉学科 ^{※1}	高等学校教諭一種免許状	福祉	—
健康スポーツ学科 ^{※1}	中学校教諭一種免許状	保健体育	—
	高等学校教諭一種免許状		—

(※1) 医療福祉学科、健康スポーツ学科の教職課程については、令和2(2020)年度開設

[研究科・専攻]

- ・本大学院の教育課程は、各研究科・専攻の教育目的を達成するため、各研究科長・専攻長を中心とした協議を経て編成されている。
- ・各専攻のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、各専攻長が点検、確認を行い最終決定している。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科の教育課程は、助産学専攻科の教育目的を達成するため、専攻科長を中心とした協議を経て、編成されている。
- ・助産師国家試験合格に向けた学修支援として、個別指導等を行っている。令和元(2019)年度は、9名中8名が合格し、好成績を収めた。
- ・助産学専攻科のシラバスは、本学が定める統一した様式に従って記載され、助産学専攻科長が点検、確認を行い最終決定している。

3-2-④ 教養教育の実施

- ・本大学では教養教育は、令和 2(2020)年度以降、薬学部を除く全学部において、スタンダード科目及びオプション科目によって行っている。薬学部については、共通教育科目によって行っている。
- ・総合教育センターには、「学力推進部門」、「基盤教育検討部門」、「専門職連携教育 (IPE) 推進部門」、「FD・SD 部門 (FD:Faculty Development、SD:Staff Development)」、「ICT 活用教育推進部門」、「キャリア教育推進部門」、「医学教育推進部門」を設置しており、「基盤教育検討部門」が中心となって「学力推進部門」とともに本学の全学的共通教育全般について推進・改善を図っている。
- ・教務部長 (副学長) を委員長とする「総合教育推進委員会」において、学長の方針の下、共通教育を含めた全学的な教育に関する基本方針等の事項を審議している。
- ・共通教育の実施にあたっての学部単位あるいは全学的な取組みについては、総合教育センターの各部門と教務委員会の連携により決定される。
- ・共通教育担当教員は、いずれかの学科に分属配置されていることから、専門教育と共通教育の連携が図りやすくなっている。
- ・さらに、共通教育を担当する教員の中から教務委員会の委員を選出し、教務委員会において委員とすることで専門教育と連携を取っている。
- ・共通教育担当教員は平成 26(2014)年 4 月から、共通教育の組織的な運営の充実を図るため、各学科と総合教育センターとの兼任とした。
- ・さらに、平成 27(2015)年度から、各学部に分属されていた共通教育関係予算を総合教育センター予算として配分することにより、共通教育の責任体制をより明確にした。
- ・共通教育担当教員で構成される総合教育センターの「基盤教育検討部門」と「学力推進部門」とが連携を取りながら、本学の共通教育を充実するために企画・立案を行っている。
- ・総合教育センターの「基盤教育検討部門」には、分野別に、「教養部会」、「数理部会」、「情報・統計部会」、「保健体育部会」、「外国語部会」の 5 部会を設置し、各部会単位で共通教育の改善について検討し、検討結果を「基盤教育検討部門」で統合して、共通教育の改善・向上に反映している。
- ・総合教育センターの「基盤教育検討部門」、「学力推進部門」の 2 部門において共通教育の充実を図っており、「学力推進部門」には各学科の教員も加わり、本大学の初年次における基礎学力の底上げを推進している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

[学部・学科]

- ・平成 25(2013)年度入学生から、科目の成績の評語変更に伴い、GPA(Grade Point Average) 制度を導入した。
- ・平成 25(2013)年度入学生から、GPA 制度を教育の質の向上につなげるため、履修単位数の上限 (キャップ) を設定した。
- ・GPA 及びキャップの制度については、履修申請要領や履修ガイダンスにより、学生に周知している。

- ・履修単位数の上限は各学科 48 単位に設定しており、原則として上限単位数以内での履修をアカデミック・アドバイザーが指導している。
- ・チュートリアル担当教員等がアカデミック・アドバイザーとなり、十分な指導を行って、GPA 制度の導入を教育の質の改善につなげている。
- ・履修単位数の上限は半期ごとに設け、履修申請直前半期の GPA が高い成績優秀学生については、上限を超える履修登録を認めている。
- ・学修意欲の高い学生については、アカデミック・アドバイザーが当該学生と協議の上、学部長が許可した場合に履修単位数の上限を超える履修登録を認めている。
- ・授業外学修時間を確保するため、シラバスの授業の流れのなかに準備学習の項目を設け、予習や復習等を指示している。
- ・FD 活動の一環として、学生の授業に関する意見を汲み上げる「受講生満足度調査」を毎年度前期及び後期に実施し、授業外学修時間を確認している。
- ・FD の実現を図るための、各種セミナー等の企画及び実施、FD を推進し、全教職員間の相互理解を促進するための FD ニュースレターの発行、FD プログラムの開発、「受講生満足度調査」の実施及び結果の分析等、授業改善のための方策の検討を行っている。
- ・FD 委員会は、「受講生満足度調査」に加え、教員相互の「授業公開」を実施して、教員の授業改善の工夫等の実態把握に取り組んでいる。平成 29(2017)年度後期から 2 週間の「授業参観ウィーク」を設定して、ほとんどの科目を聴講可能にした。令和元(2019)年度に授業公開し、聴講コメントのあった授業数は、前期 112 科目、後期は 107 科目であった。
- ・平成 25(2013)年度より、双方向学修ツールとして「クリッカー」を導入している。これにより、授業の質向上、即時のテストやアンケートによる学生の緊張感維持、学生の理解度把握による授業の臨機応変な展開が可能となっている。
- ・授業運営を効率よく支援する LMS (Learning Management System) として、平成 26(2014)年度から運用を開始した授業支援システム「CoursePower」により、学生への教材・課題の提示や評価をインターネットを利用して行っている。授業時間だけでなく授業時間以外の効率的な学修やスピーディな学生へのフィードバックを可能としている。
- ・平成 29(2017)年度から「講義自動収録配信システム」を導入し、予習・復習に向けて活用を推進している。
平成 26(2014)年度にタブレットを 100 台購入し、双方向コミュニケーションシステム (PInT) を導入することで ICT を活用した教育方法の改善につなげている。
- ・本学ではいかなる分野においても情報教育が重要と考え、開学当初から全学必修科目としている。令和 2(2020)年度の新カリキュラムからは、全学必修の「スタンダード科目」として、ICT を適切に使用して情報収集や発信ができ、コミュニティの情報発信を主導できる能力を育む「デジタルコミュニケーション」及びデータに基づいた数論的思考を通じて問題発見や解決方法を提示する能力を身につける「データサイエンス I」として内容を改めた。
- ・医学領域の基礎学力強化のために、平成 27(2015)年度から「目で見える病気」、「やさしい栄養学」等医学や看護、保健関連のビデオ教材をネットワーク配信する「ビジュアルクラウド」を導入している。

- ・ 新入生の英語・国語・数学・理科・社会科目の基礎学力の確認及び向上を目的とし、平成 27(2015)年度から e-learning システムとして「広国ドリル」を導入した。
- ・ 共通教育の英語教育は、入学直後のプレイスメントテストにより、習熟度別のクラス編成を行い、レベルに応じた指導を行っている。平成 25(2013)年度より、新入生を対象として、数学習熟度試験を全学的に実施している。これは、基礎的な数学能力と入学後の学修に必要な論理的思考力について学生の状況を把握し、指導していくことを目的としている。なお、令和 2(2020)年度においては、コロナ禍の影響により数学習熟度試験を実施していない。
- ・ 薬学部では、入学直後と初年次の前期終了時に、全国規模で開催される薬学部専用プレイスメントテストを実施して学生の学力を把握し、初年次教育、学生の個別指導に活用している。なお、令和 2(2020)年度においては、コロナ禍の影響により、実施時期を前期開始時と後期開始時に変更し、プレイスメントテストを実施した。

[研究科・専攻]

- ・ 各研究科（実践臨床心理学専攻を除く）とも、特別研究の中間発表会を開催するとともに関連学会・公開講座での発表を推奨して、教育研究の向上を図っている。実践臨床心理学専攻については、特別研究の中間発表会に代わり、事例研究中間発表会を開催している。

[助産学専攻科]

- ・ 助産学専攻科は、選択科目として、「国際母子保健学」、「家族関係論」を設置し、より広い視野で母子の健康をとらえる能力を養う工夫を行っている。

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

[学部・学科]

- ・ IPE について、薬学部は令和 3(2021)年度よりカリキュラム改訂を行い、本大学のスタンダード科目（全学必修科目）として配置する予定である。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果の

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

- ・ 「受講生満足度調査」を毎年度前期及び後期に実施し、学生の授業に対する要望を点検・評価している。

- ・「受講生満足度調査」は、「学生の授業への取り組み方」、「授業内容と教員の評価」、「授業の総合評価」の3つの大項目について実施しており、その結果を各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。
- ・授業評価は全教員を対象とし、前期・後期それぞれ1科目以上で実施している。令和元(2019)年度の「受講生満足度調査」は、前期231科目、後期178科目である。
- ・「健康、医療、福祉の分野において活躍しうる職業人の育成」という教育目的の達成状況は、国家資格等の合格率及び就職率で示すことができると考える。
 - 1)各種国家資格等の合格率は表3-2-1に示すとおり概ね全国平均と同等あるいはそれ以上の好成績を残している。
 - 2)就職率は全学部で97.4%（令和元(2019)年度実績）と、高い率を達成した。
- ・平成27(2015)年4月にIRセンター(IR: Institutional Research)を設置し、IRを推進することで教育・研究の点検・評価・改善を行うこととした。
- ・IRセンターでは国家試験等の合格率や就職率の向上に向けてデータ収集・分析を行い、関係学部や事務部署へフィードバックすることで教育目的の達成につなげている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

- ・「受講生満足度調査」のアンケート結果は教員へフィードバックされ、それに基づき授業改善につなげている。平成24(2012)年度からは、教員が改善した内容について掲示により学生にフィードバックしている。
- ・「受講生満足度調査」の評価が高かった教員を、授業への取り組みについてFD研修会において教職員へ紹介することで顕彰し、他の教員の授業改善に役立てている。
- ・国家試験の合格率及び就職率により教育目的の達成度を評価し、その結果は学部長会議や教授会等をとおして教職員へフィードバックされており、学部・学科で改善について個別に議論されているが、これらを全学的な改善につなげる体制にはなっていない。
- ・学修指導の改善を図るため、FD委員会主催の研修会を実施しており、令和元(2019)年度は2回実施した。研修会では、授業評価の高かった授業担当者から授業での教育の工夫等の内容を講演し、今後の授業改善に活せる内容とした。
- ・FD委員会において、「授業公開」における「公開授業聴講コメント」と「受講生満足度調査」の関連性があるため、その結果を各教員へフィードバックし、授業の改善へと繋げている。
- ・受講生満足度調査結果概要については、東広島キャンパスは学部事務室前、呉キャンパスは教務課前に掲示を行い、学生に対して結果報告を行っている。なお、学生からの質問事項について、対象授業の担当教員がレスポンスシートを確認し回答を作成のうえ、対処している。

(3) 3-3の改善・向上方策（将来計画）

[学部・学科]

- ・従来のFD委員会が開催する研修会やワークショップは近年の教育改革に対応するようにテーマを選択してきたが、必ずしも体系的と言えるものではなかった。

- ・令和 2(2020)年 2 月に文部科学省から公表された「教学マネジメント指針」要旨に体系的な FD・SD の機会の提供の必要があることが明示された。
- ・前述の対応のため、教育経験の浅い（概ね教育経験 5 年未満）の教員を主対象とする体系的な FD プログラムを作成して実施した。
- ・令和 2(2020)年 9 月に、「到達目標の書き方」「成績評価の方法：ルーブリックの活用」の 2 つの研修を実施した。また、今後の全学的な展開のための布石として FD 委員会委員を対象として「コースポートフォリオ作成」「マイクロティーチング」研修を令和 3(2021)年 3 月に実施する。今後体系的な研修を継続する。

[基準 3 の自己評価]

- ・単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等は学則で定められており、各学科からも十分に学生へ周知され運用している。
- ・教育課程編成方針は、学生手帳およびホームページで明示している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーが達成できるように設定し、時代と共に変化する社会からの要請に対応できるよう、常に学修や教育目標を見直している。
- ・各学部・学科、研究科・専攻並びに助産学専攻科のカリキュラム・ポリシーに基づき、教育課程は体系的に編成しており、これは本学の教育の特色となっている。
- ・「受講生満足度調査」は、「学生の授業への取組み方」、「授業内容と教員の評価」、「授業の総合評価」の 3 つの大項目について実施しており、その結果を各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。また、その各項目の分析結果を関連学部や事務部署へフィードバックし、教育目的の達成につなげている。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）の最高意思決定機関は、広島国際大学（以下「本大学」という）は「学部長会議」、広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）は「大学院委員会」である。
- ・学部長会議及び大学院委員会は、学長が招集し議長となり、重要な事項を審議しており、学長のリーダーシップのもとに適切に整備され、十分に機能している。
- ・その他の学内意思決定機関である、教授会、大学院研究科委員会、その他各種委員会は、各分掌により諸問題を検討するとともに、学長の諮問事項について審議する機関として機能している。
- ・学校法人常翔学園（以下「本学園」という）の規定「職制に関する規定」の第 7 条において、「学長は、理事長の命を受けて大学教学運営を統括し、所属職員を統督する」と規定している。
- ・学長は年度当初までに、「理事長指針」に基づき「学長方針」を策定し、学部長会議、教職員集会を通じて、教職員に年度の目標を明確に伝えている。
- ・学長を補佐するために平成 26(2014)年 11 月から副学長を置き、副学長の職務は本学学則第 6 条に規定されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

[全学]

- ・学部長会議は広島国際大学学則第 7 条において、構成員や審議事項が規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・本学の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う「自己評価委員会」を置いている。
- ・平成 29(2017)年 11 月からは教育改革及び組織改革の各担当副学長を配置し、よりきめ細やかな改革推進体制を整備した。
- ・副学長の組織上の位置付け及び役割は学則第 6 条及び本学園の規定「職制の規定」の第 9 条に規定しており、適切に運用されている。
- ・本学の共通教育科目、スタンダード科目、オプション科目、専門教育科目に加え、導入教育、キャリア教育、入学前教育等、本大学の教育全般について統合的かつ系統的な一

貫教育システムを構築し、本学の使命、推進、改善を図ることを目的として、「総合教育推進委員会」を設置している。

- また、教育活動の質的向上を推進し、学修支援や教育方法の改善等を通じて、教育活動を全面的に支援するため、「総合教育センター」を置いている。
- 学生の表彰及び懲罰に関する事項については、それぞれ学生の表彰に関する規程、学生の懲戒に関する規程を整備している

[学部・学科]

- 各学部には教授会を置いている。広島国際大学学則第 8 条及び本学園の規定「組織規定」の第 99 条において、構成員や審議事項が規定されており、位置付け及び役割も明確にされている。
- 教育研究に関わる意思決定は、学長・副学長・学部長レベルからのトップダウンの場合も、学科内の教員の議論等から始まるボトムアップの場合も、教務委員会等の審議を経て教授会に諮られ、最終意思決定は学部長会議で行われる。
- 学部長会議を経て決定された事項は、必要に応じて教職員集会を開催して、全教職員へ周知している。
- 学部長会議、教授会及び教育研究に関わる各種委員会を経て決定された事項は、各学科における学科会議において説明され、情報の共有が図られている。
- 健康科学部代議員会は、健康科学部教授会規定第 11 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- 健康科学部では、学部長会議等で決定された健康科学部教授会及び、事項は健康科学部代議員会において説明され、情報の共有が図られている。なお、代議員会で報告を行った事項については、教授会での報告を省略することができる。
- 代議員会で審議した結果、教授会における議決が必要と判断された事項については、教授会においてその審議を行うものとしている。
- 学部長会議及び教授会は、原則として毎月 1 回／年 12 回開催され、必要に応じて臨時会議も開催される。令和 2(2020)年度は、学部長会議を 14 回開催し、各教授会（健康科学部除く）を 14 回～16 回開催した。
- 健康科学部では、教授会を 7 回、代議員会を 8 回開催した。

[研究科・専攻]

- 大学院委員会は、本大学院学則第 10 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- 本大学院は、各研究科・専攻からの提案を研究科委員会で審議し、大学院委員会で最終意思決定が行われる。
- 研究科委員会は各研究科に設けており、「組織規定」の第 99 条に規定し、当該研究科（専門職学位課程を除く）の教育研究上の重要な事項を審議する。
- 専門職学位課程委員会は、「組織規定」の第 99 条に規定され、専門職学位課程を置く研究科に設け、専門職学位課程の教育研究上の重要な事項を審議する。
- 「大学院委員会」は、学部長会議開催時に随時開催することとし、研究科委員会及び専門

職学位課程委員会については、原則として年 8 回の開催に加えて臨時会議も開催される。

- ・令和 2（2020）年度は、大学院委員会を 5 回開催し、各研究科委員会を 10～12 回、専門職学位課程委員会を 16 回開催した。

[助産学専攻科]

- ・助産学専攻科では、学部長会議等で決定された事項は助産学専攻科委員会において説明され、情報の共有が図られている。
- ・助産学専攻科委員会は、助産学専攻科規定第 5 条に規定されており、権限及び責任が明確にされている。
- ・令和 2(2020)年度は、助産学専攻科委員会を 7 回開催した。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

- ・本学の職員は、平成 30(2018)年 5 月 1 日現在 135 人の専任職員と嘱託職員、派遣社員及び臨時要員で構成しており、本学の目的を達成するための事務体制が構築されている。
- ・職員の採用については、新卒者に限定せず、即戦力として活躍が見込まれる中途採用者を含め、広く有能な人材を確保している。
- ・昇任、異動に際しては、人事考課により人材の適性を考慮するとともに、自己申告書を参考に意欲を喚起するための配慮を講じながら適切な人事配置を行っている。
- ・職員の任用（採用・昇任・転任・配置転換等）は本学園人事課で一括して行っている。「任用規定」、「事務職員任用基準」、「医療職員任用基準」及び「事務系職員人事評価規定」を設けて運用しており、同規定等において職員の区分、資格、募集・選考方法、資格審査等の手続きを定めるとともに、人事考課、自己申告書及び面談等により、適材適所での職員活用を行っている。
- ・総合教育センターには専任職員を配置し、教学推進のための調査・企画とその運営を行っている。学力向上支援や授業評価など適切に対応できる体制を構築し、役割も明確化している。

(3) 4-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・意思決定組織は整備されており、今後も、学長がリーダーシップを発揮できるよう、運営体制を維持していく。
- ・本学園の期待する人材像のもと、適正な人事考課と効果的な研修を継続して行うことによって、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図る。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

《教員の確保と配置》

- ・本大学における学部の専任教員数は 269 人で、大学設置基準上必要専任教員数 185 人の 1.45 倍の人数を擁し、各学部・学科等に適切に配置している。
- ・令和 2(2020)年 5 月 1 日現在で、教員 1 人当たりの学部学生数は 14.3 人であり、医療系の大学としては標準的である。
- ・本大学院については、基礎となる学部を母体に原則として専門教育を担当する教員が研究指導を行っており、教員数については設置基準を満たし、適切に配置している。
- ・実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）については、6 人の専任教員を配置し専門教育を行っている。
- ・助産学専攻科については 4 人の専任教員を配置し、指導を行っている。
- ・教員の年齢構成は、30 歳以下は 3.7%、31 歳～35 歳は 4.8%、36 歳～40 歳は 9.3%、41 歳～45 歳は 18.6%、46 歳～50 歳は 14.1%、51 歳～55 歳は 17.5%、56 歳～60 歳は 16.4%、61 歳以上は 15.6%で、学科ごとに異なるが、大きな偏りはない。
- ・専門分野間のバランスについては、採用時に十分な検討がなされ、本学の教育課程の運営に支障のないようにしている。
- ・本学は、授業を担当すべき 1 週間あたりの責任時間数を、1 授業時間の 90 分を単位換算により 2 時間とし、卒業研究を指導する専任教員については 8 時間、その他の専任教員については 10 時間と定めている。ただし、役職についている専任教員は「広島国際大学専任教員の授業担当時間に関する規定」に従い責任時間を軽減している。令和 2(2020)年度専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数は表 4-2-1 に示すとおりである。卒業研究指導は随時行っており時間に換算できないため、含めていない。
- ・表 4-2-1 の専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数には、学外実習指導にかかる担当時間を含めておらず、また、履修者数による非開講等により、担当授業時間が変更になる可能性がある。また、改組等により旧カリキュラムの開講も必要な学部があることから、学部によって専任教員の 1 週間当たりの平均担当授業時間数にばらつきがある。

《教員の採用・昇任の方針》

- ・教員の採用・昇任の方針は、本大学の学部長会議等の承認を得て明確にされており、規定等が整備され、適切に運用されている。
- ・教員募集は、原則として公募としている。ただし、学部・学科、研究科・専攻・課程等の新增設に伴う教員組織を構成する際に、専攻分野、特定の業務等の関係で人材が極めて得にくい時、客員教授を採用する時等は随時採用を可能としている。また、公募時の採用候補者の選考方法は第 1 次選考（書類選考）、第 2 次選考（面接選考・模擬講義）、第 3 次選考（面接選考）を行うものとし、選考基準、選考方法、選考担当者等を明確にし、教員選考委員会において選考を行っている。
- ・昇任について、適任者がいる場合は積極的に昇任人事を進め、昇任者の選考及び審査に

については、学部長が学長に推薦し、教員選考委員会において資格審査を行っている。

- 昇任者の選考及び資格審査に際しては、以下を考慮している。
 - 1) 本学教員選考基準
 - 2) 専門分野における業績と学会からの評価
 - 3) 教育への貢献、FD 活動（FD:Faculty Development）の結果、学内・学部内の各種委員としての活動
 - 4) 学部・学科における教授・准教授・講師のバランス
 - 5) 学内教員業務評価制度による評価
- 実践臨床心理学専攻（専門職学位課程）については、採用・昇任に際し以下の項目を考慮し、選考している。
 - 1) 専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者
 - 2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
 - 3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

《教員の採用・昇任規定》

- 教員の採用・昇任については、「任用規定」において募集、選考、資格審査等の基準がある。教員の資格審査に関する基準規定として「広島国際大学大学院教員選考規定」、「広島国際大学教員選考基準」、「特任教員規定」、「客員教員規定」が設けられ、これに基づいて運用されている。

表 4-2-1 2020 年度専任教員の 1 週間当りの平均担当授業時間数

学部	教授	准教授	講師	助教
保健医療学部	18.6(17.4)	13.3(14.3)	21.3(23.8)	21.0(21.8)
総合リハビリテーション学部	14.6(14.5)	15.5(15.0)	13.8(14.4)	14.9(17.3)
健康スポーツ学部	10.6(-)	10.6(-)	9.3(-)	11.5(-)
健康科学部	14.4 (-)	14.6 (-)	15.2 (-)	12.9 (-)
看護学部	9.6(7.2)	10.6(9.0)	9.6(6.7)	11.9(6.4)
薬学部	15.4(14.7)	16.2(16.8)	14.8(13.9)	13.3(12.4)
医療栄養学部	14.9(14.8)	15.3(7.8)	9.3(16.3)	8.1(14.5)
実践臨床学専攻	17.7(13.7)	- (13.5)	17.8(14.2)	-
助産学専攻	18.1(19.1)	14.6(14.9)	-	10.8(10.5)

(注) 1 授業時間を 90 分とし単位換算によりこれを 2 時間とする
 学内実習時間は含み、学外実習時間を含まない
 表中の括弧は、学外実習を含む 2019 年度の専任教員の 1 週間当りの平均担当時間数である
 該当専任教員がない学科はハイフンとしている

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

《FD等の取組み》

- 本学では、教育研究活動の向上のためにFD委員会を設置し、令和2(2020)年度は8回開催した。
- FD委員会は年々審議内容が充実し、全教員の授業を対象とした「受講生満足度調査」の実施、教員を対象に授業改善を目的とした「FD研修会」や「FD講演会」の開催、「FD newsletter」の発行(年2回)、成績評価の基準作成等の活動を行っている。
- FD委員会では、授業評価と授業改善を2つの柱とし、それぞれについてワーキンググループを編成し活動している。授業評価では、学生に対して年2回、「受講生満足度調査」を実施している。調査結果は各教員へフィードバックすることで、授業の改善に役立てている。
- 教授能力の向上と授業改善を目的に、「授業参観ウィーク」(授業公開)を実施している。授業聴講教員全員に聴講コメントの提出を求め、「授業公開」実施教員へフィードバックすることで更なる向上、改善に繋げている。
- 授業公開における実施報告の集約については、本学ホームページの総合教育センター学内専用ページに公開をしている。
- 学内におけるFD活動をまとめた「FD活動報告」を2年毎に発行している。FD委員会を中心として、全国的な規模のFD研修会等へ参加し、研修内容を学内で共有している。
- 本大学院については、学部教員が大学院担当教員として教育研究に携わっているため、大学院として特別なFD活動を行っていない。しかし、専門職大学院である心理科学研究科実践臨床心理学専攻の教員は、学部のFD委員会に所属し、FD活動を行っている。また、同専攻においても独自のFD講座を開催している。
- 一部の学科等で、研究成果等を掲載した定期刊行物を毎年発行している。
- 教員の教育研究活動は、平成27(2015)年度より施策マネジメントシステムを利用し、学部・学科等における目標の達成度及び貢献度の評価、目標項目以外における教育活動、研究活動、その他大学運営に係わる取組み(地域連携等、学部・学科を越えた取り組みを含む)についての活動内容を評価した。
- FDやSD、その他教職員への研修等においては、鋭意見直しを行っており、それぞれが実施する研修等も合同で実施することにより対象範囲の拡大を図るなど、組織的に見直しを図っている。

(3) 4-2の改善・向上方策(将来計画)

- 今後も必要な教員の確保や適切な配置の維持に努める。適切な人事計画を立てた上で、教員の年齢構成や専門分野について若干偏りのある学科については、退職した教員の補充や新任教員の採用を行う。
- 教員の採用・昇任の方針またはそれに基づく規定については、社会情勢や教育・研究現場の状況を考慮し、修正を適宜行う。
- 学長方針に基づく目標を着実に実施し、将来像「ともにしあわせになる学び舎」を実現させるため、新たな教員業務評価制度のもと「個人活動評価」、「組織評価」を令和

2(2020)年度から導入し、実施した。令和 3(2021)年度からは「学生評価」を加えた 3 つの評価軸で実施する予定である。

- ・令和 3(2021)年度から Microsoft Forms を利用してアンケートフォームを作成し、学生に対して受講生満足度調査としてアンケートを実施する予定である。学生が入力する際の利便性を向上させると共に、集計までの時間を大幅短縮し、分析・改善を迅速に行う予定である。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・SD を本学の改善策の重要な要因として位置付け、本学園の事業計画として取り入れ、本学園職員研修課を中心に計画的な取組みとその見直しを行っている。
- ・学外における研修会、講演会及びフォーラム等への参加について、各事務担当部署において予算化し、各業務を遂行している担当職員が毎年研修会に参加し、職員の資質向上を図っている。
- ・本学において課長職以上の職員の連絡会を毎月定期的で開催している。これにより、各部署間の問題を共有し、総合的視点による職員の資質向上を図るとともに、直面している課題について、部署内にとどめることなく解決に向けて取り組んでいる。
- ・新採用の専任事務職員に対して、採用前研修を実施し、採用後においては、実務スキル向上を図るエントリー系列研修等を引き続き実施している。
- ・管理職者に対しては、毎年夏期に集合研修を実施し、外部講師を招き意識改革を図るほか、人事考課についても実質化するよう徹底している。
- ・一般職を対象に、改革を推し進める人材育成を目的として、毎年夏期に集合研修を実施している。平成 29(2017)年度は目標設定等級に応じた役割行動を發揮していくための意識改革とスキルアップを徹底した。
- ・新任課長と一般職の昇任者等を対象に、各資格の役割に応じた階層別研修を実施している。平成 30(2018)年度は、通年にわたる学内集合研修のほか様々な研修会、フォーラムに参加することにより、新たな等級に応じた意識と行動を徹底するための取組みを行う計画である。
- ・事務職員のスキルアップ支援として以下の制度を設けている。
 - 1)理事長表彰（業務改革）：教職員が多くの関係者とともに取り組んだ業務改革を表彰する制度。
 - 2)部門スキル開発スタートアップ支援制度：関係部署で共有すべき専門知識とスキルの

不足を解消するため、他部署等を含めた研修等の実施を支援する制度。

3)特定研究奨励制度：職場の仲間で業務改革に取り組むための一部を奨励金として支給する制度。

4)資格取得支援制度：業務に必要な資格取得を奨励する制度。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

- ・職員の担うべき職務や業務領域は「質」「量」とともに拡大しており、経営・教育・学生・研究支援、地域連携その他多彩な領域において、職員の力量の発揮が求められている。本学園の期待人材像のもと、適正な人事評価と効果的な研修の実施により、職員のモチベーションを高め、さらなる資質向上を図る。
- ・学園内での研修実施と人事評価制度を連動させることにより、期待人材像に沿った職員の育成に寄与できる効果的な研修を行うとともに、資格昇任、キャリアなどを見据え、長期的スパンでの研修体系の確立と計画的実施への移行を進めている。
- ・職員個々のスキルアップを図るため、今後も研修会や研修支援制度を拡充し、時代の要請に応じた組織改編を行うことにより、教育研究支援体制の一層の強化を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

自己判定の留意点

- ・外部資金の獲得において、競争的資金の場合は間接経費として、直接経費の 30 %に当たる額を、研究者の研究開発環境の改善や、研究機関全体の機能向上に活用している。
 - ・科学研究費の間接経費は、従前までは、主に科学研究費助成事業費説明会及び研究倫理講習会等へ出張旅費として活用するとともに、研究成果の発表の場である「イノベーション・ジャパン」の出展経費にも有効的に活用していたが、令和 2(2020)年度はコロナ禍により出張の制限や Web 会議等の推進により、学内の研究環境整備に重点を置いた使途計画としている。
 - ・外部コーディネータと連携し、研究室訪問等を通じて、研究シーズの掘り起こしや、技術の特許化に向けた支援を行っている。
 - ・企業等からの委託研究、共同研究、学術指導においては、各々契約書を締結し、企業等から支払われる研究費の 10%を運営経費として、適切な運営・管理に必要な人件費及び研究環境の整備に必要な光熱水費、施設保守費に充当している。
- なお、令和元(2019)年度から委託研究、共同研究、委託試験、学術指導等において運営

経費・間接経費の受け入れ額から、受託事業収入の受入れに伴う消費税支出額を控除した額を全学的な研究フィールドを形成する「しあわせ健康センター」の研究活動経費として充当し、健康寿命延伸をめざす研究・実証事業を展開している。

- ・同センターは平成 30(2018)年度に設立し、健康寿命延伸のために地域の健康相談（介護予防を目的とした地域住民に対する健康相談、健康教室、健康指導など）を主に行うとともに、住民健康調査に基づいた健康指標の作成や効果の評価などの役割も担っている。

令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度
1,538,000 円	1,045,000 円	—

※研究活動の充実のため経費

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

- ・大学が受けている社会からの信頼や期待に応えるために、所属するすべての研究者等に対し、研究活動の社会に与える影響の大きいことを認識させ、常に責任と倫理を意識して研究活動を遂行できるよう、表 4-4-1 に示す各種規定を整備し、不正防止体制の充実及び実効性のある制度の構築に努め、実施計画のとおり遂行している。

なお、研究活動に係る不正防止に関する規定で定められた目的を達成するために研究倫理委員会を設置し、不正防止計画を策定のうえ、研究者に対して学術研究に係る倫理教育や科学研究費取扱要領等各種マニュアルの配付、不正防止に関する説明会、監査等を実施し、公正な研究活動の推進に向け取り組んでいる。

表 4-4-1 学術研究倫理に関する規定一覧

規定	概要
学校法人常翔学園行動規範	本学園の構成員が遵守すべき基本的な行動指針を定めている
学校法人常翔学園学術倫理憲章	本学園の研究活動に携わる設置大学すべての研究者等の倫理的な態度、行動規範として制定している
学校法人常翔学園研究者倫理に関するガイドライン	学術研究倫理憲章に則った行動指針であり、大学の責務と研究者の責務について定めている
広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定	研究不正の防止と不正行為への対応を定めている
広島国際大学研究倫理委員会規定	「広島国際大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」および「広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定」に定める研究倫理委員会について必要な事項を定めている
広島国際大学における研究費の不正使用防止に関する規定	研究費不正の防止と不正行為への対応を定めている
広島国際大学研究記録管理規定	各種規定等に基づき、広島国際大学において、研究者等が、その研究活動の公正性等を説明するために必要となる研究活動の記録の管理、保存等について必要な事項を定めている
広島国際大学安全保障輸出管理規定	外為法等に基づき、広島国際大学の安全保障輸出管理の基本方針を定めている
広島国際大学安全保障輸出管理委員会規定	広島国際大学研究支援・社会連携センター規定第4条および広島国際大学安全保障輸出管理規定第8条に定める安全保障輸出管理委員会の構成、審議事項等必要な事項を定めている

《実績》

[平成 30(2018)年度～令和 2(2020)年度（共通）]

- ・各ガイドライン（研究活動・公的研究費）に基づく、体制を整備（責任体系の見直し等）・実施（随時）する。
- ・一般財団法人公正研究推進協会の e-learning 教材によるコンプライアンス教育を実施する。
- ・令和元(2019)年度から、e-APRIN において「大学等における安全保障輸出管理」の単元を追加して、内容の充実を図る。
- ・学生への研究倫理教育については、学部 1 年次生は「チュートリアル」の授業、最終年次学生は「卒業研究」、大学院生は「特別研究」において実施する。
- ・大学院生については、日本学術振興会の「eL CoRE（研究倫理 e-learning）」を活用する。実施方法は、各研究科長がガイダンス等を活用し、実施に係る説明を行う。実施後は、各研究科長より最高管理責任者へ報告する。

- ・体制整備等自己チェックリスト・履行状況調査等を作成・整備（研究活動・研究費）する。
- ・公正な研究活動の遂行に向け、統括管理部門である研究支援・社会連携センターにおいて、令和元(2019)年度まで科学研究費の執行状況等について定期的に監査を実施（年3～4回程度）した。

【平成30(2018)年度】

- ・独立行政法人日本学術振興会「eL CoRE」教材の整備状況を踏まえ移行準備を完了させた。
- ・本教材は、大学院生を対象とする研究倫理教育として導入している。
- ・研究記録管理に係る体制整備の方向性を定め、研究倫理教育推進責任者（各研究科長）より最高管理責任者へ実施状況について随時、報告している。
- ・統括管理部門である研究支援・社会連携センターが執行部門である会計課に対して、科学研究費の執行状況について定期的に書面監査を実施すると共に、平成30(2018)年度より換金性の高い物品（消耗品）の現物監査を実施している。
- ・書面監査実施後、報告書にまとめ、統括管理責任者へ報告している。また、現物監査に係る協力依頼を執行部門である会計課及び検収をしている各学部事務室へ要請するなど、適正な執行管理に取り組んでいる。

【令和元(2019)年度】

- ・独立行政法人日本学術振興会「eL CoRE」を、大学院生を対象とする研究倫理教育として継続実施している。実施後は、研究倫理教育推進責任者（各研究科長）より最高管理責任者へ実施状況について随時、報告している。
- ・年度初めの科学研究費不正使用防止・取扱説明会の際に、不正防止に関する説明会を実施している。
- ・統括管理部門である研究支援・社会連携センターが決裁・執行部門である会計課に対して、科学研究費の執行状況等について定期的に書面監査を実施すると共に、平成30(2018)年度より換金性の高い物品（消耗品）の現物監査を継続実施している。
- ・書面監査後、報告書にまとめ、統括管理責任者へ報告している。また、現物監査に係る協力依頼を決裁・執行部門である会計課及び検収をしている各学部事務室へ要請するなど、適正な執行管理に取り組んでいる。

【令和2(2020)年度】

- ・独立行政法人日本学術振興会「eL CoRE」を、大学院生を対象とする研究倫理教育として継続実施している。実施後は、研究倫理教育推進責任者（各研究科長）より最高管理責任者へ実施状況について随時、報告している。
- ・科学研究費不正使用防止・取扱説明は、コロナ禍ということもあり、対面による説明会は行わず資料配信にて対応している。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

《資源の適切な配分》

- ・教員が使用できる研究費等には学部に配分する「学部予算」、教員個人の研究活動を助成する「経常研究支援費」及び競争的外部資金申請のための「研究の種」を培うことを目的に学内の優れた研究に対し助成を行う「特別研究助成」制度がある。これらの研究費は学生生徒等納付金収入等を原資としている。
- ・「経常研究支援費」は、広島国際大学経常研究支援費取扱要領によって、研究費の額、使途、執行要領等を厳格に定め、運用を行っている。
- ・使途にあつては、経常研究を行う際の研究出張旅費、研究用の備品・材料及び消耗品の購入、学会等に要する経費、研究用図書のパイプ、研究発表のための印刷費等、研究活動に直接必要となる費用の執行を認めている。
- ・「特別研究助成」は、平成 29 (2017) 年度に従来の特別研究助成制度の「若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ」の見直しを行うとともに、新たな支援策として「研究課題醸成タイプ」を構築している。
- ・「若手研究者科学研究費助成事業申請支援タイプ」は若手研究者の研究力向上・大学の質向上の観点から、文部科学省・日本学術振興会の実施する科学研究費助成制度への採択を若手研究者の登竜門と捉え、当該研究者の科学研究費助成制度への申請支援を対象とし、採択者に対し、1 件上限 50 万円 (総額 1,000 万円) を配分しており、表 4-4-2 のとおり交付している。なお、本支援タイプは、令和元(2019)年度に応募資格等を見直すなど改訂を行い、令和 2(2020)年度からは、より活用しやすいよう応募資格を拡張させ、名称も「若手研究者助成タイプ」に変更するなど、若手研究者の支援強化を図っている。
- ・「研究課題醸成タイプ」では、科学研究費助成事業採択への継続的な挑戦に対し支援を行う研究を対象とし、採択者に対し 1 件上限 100 万円 (総額 1,000 万円) を配分しており、表 4-4-2 のとおり交付している。
- ・令和元(2019)年度は、制度全体の見直し移行期ということもあり、「若手研究者助成タイプ」の応募条件を満たしていない者 (2019 年度末で任期満了者) に対して、継続的な挑戦を行ってほしいという思いから、「学長特別予算研究費」を新設し、2 名に対して各 30 万円を交付した。
- ・平成 25(2013)年から平成 30(2019)年 3 月まで企業との共同研究に結びつけるコーディネート業務を、外部コーディネーター機関「特定非営利活動法人 ATAC ひろしま」へ委託し、研究シーズ発掘や知的財産化に向けた支援等を行っている。令和元(2019)年 4 月から委託先を「ひまわり経営サポート株式会社」に変更し、今まで以上にきめ細かな対応を心掛け、業務を推進させている。
- ・「経常研究支援費」の取り扱いに関しては必要な事項を定めた広島国際大学経常研究支援費取扱要領に従って厳格に運用を行っている。

表 4-4-2 学内特別研究助成制度 配分表

区分	平成 29 (2017) 年度		平成 30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度		令和 2 (2020) 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
研究課題醸成タイプ ^①	4 件	4,000,000 円	5 件	5,000,000 円	7 件	4,900,000 円	4 件	4,000,000 円
若手研究者科学研究費 助成事業申請支援タイプ ^②	12 件	5,991,000 円	13 件	6,493,000 円	6 件	2,997,000 円	-	-
若手研究者助成タイプ ^③	-	-	-	-	-	-	11 件	4,900,000 円

(3) 4-4 の改善・向上方策 (将来計画)

- ・学内研究助成制度の拡充・見直しを通して、本学の「特色ある研究を活用した外部資金の獲得」をキーワードに、研究支援・社会連携センターの自助努力による企業体との契約件数増加を図る。目標件数は社会学連携による共同研究等の年間件数 13 件である。
- ・新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響や終息後も経済低迷が長期化しかねないことを考慮すると、令和 2 (2020) 年度以降、外部資金の獲得はさらに厳しくなると見込んでいるが、令和 2 (2020) 年度、新規に委託・共同研究等契約を結んだ企業と継続的な関わりができるよう働きかけを行い、外部資金の獲得に繋げていきたい。

【基準 4 の自己評価】

- ・学長のリーダーシップや補佐体制、権限の適切な分散と責任の明確化、必要な事務体制の整備を行っており、教学マネジメントの機能性は担保されている。
- ・教育目的、教育課程に即した専任教員を確保し、適切に配置している。また、FD 等の取り組みを積極的に行い、教育研究活動の向上に努めている。
- ・SD については本学園の事業計画として取り入れ、積極的に取り組みを行っている。
- ・本学の社会的機関としての組織倫理は、行動規範として明確に定められており、組織倫理を確立するために、本学園の諸規定、委員会が整備され、監事室、内部監査室及び公益通報窓口を設ける等監視体制も適切に整備されている。
- ・公正な研究活動を推進するために必要な体制整備を行い、不正行為等の防止を図ることで社会的責任を果たすとともに、各ガイドラインに基づく各種規定等の整備の完遂、学内における研究倫理教育の受講率 100%及び全受講者の理解度 80%以上の達成を徹底している。
- ・他大学の不正事案を定期的に発信する等、不正防止啓発の取り組みを実施し、研究倫理の確立と厳正な運用を図っている。
- ・研究活動への資源の配分において、学内特別研究助成制度における支援範囲 (対象) の拡充・強化を図るため新たな区分・制度を策定し、研究活動に対する資源配分及び支援を行っている。
- ・全学的な研究フィールドの形成として「しあわせ健康センター」を平成 30 (2018) 年度

に設立し、令和 2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移設して地域の健康を支える研究活動を主軸とした事業などを展開する拠点が整備された。特に、令和 2(2020)年度は東広島市の介護予防に関するアンケート調査・分析に取り組み、一部コロナ禍により遅れているものもあるが、分析結果をまとめ報告するなど、一定の成果・実績ができた。

- 令和 2(2020)年度より、研究統括部門である研究支援・社会連携センターにて外部資金の予算執行から管理まで行うことから、管理業務のエフォートが大幅に増加し、コロナ禍も相まって研究費の獲得業務に組織的にもエフォートを割り当てることが限界となっており、獲得に向けた動きに注力できていない。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

- ・広島国際大学（以下「本大学」という）、広島国際大学大学院（以下「本大学院」という）は、大学の目的を達成するために、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うことを、広島国際大学学則及び広島国際大学大学院学則に定め、自己点検・評価は広島国際大学自己評価委員会（以下「自己評価委員会」という）を中心として行うこととしている。
- ・平成 10(1998)年度の開学直後から自己評価委員会を組織し、自己点検・評価活動への取り組みを開始している。自己評価委員会は、委員長である学長をはじめ、副学長、研究科長、学部長、教務部長、学生部長、学長室長、入試センター長、図書館長、情報センター長、キャリアセンター長、国際交流センター長、総合教育センター長、研究支援・社会連携センター長、学科長及びその他必要に応じて学長が任命した者で構成され全学的に推進できる体制を整えている。なお、学長が委員長であるため、責任体制は明確である。
- ・学園及び大学の中長期目標が着実に達成できているかを定期的に点検・評価・改善する仕組みとして、平成 25(2013)年度に施策マネジメントシステムを導入した。平成 30(2018)年度からは施策マネジメントシステムに代わり、改革実行シートを導入した。改革実行シートには、各項目に責任者、実行責任者、実行メンバーを配置し、教職一体となって取組む体制を構築している。
- ・令和 3(2021)年度から、広島国際大学における内部室保証体制の強化のため方針を定め、校内での周知徹底ならびに HP に情報を公開している。

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

- ・自己評価委員会が中心となり、改革実行シートの結果をもとに定期的に自己点検・評価を継続実施し、その結果を次年度以降の改善へと繋げ、教育研究活動の改善と水準の向上を図っていく。
- ・教育の質保証の観点から、成績の可視化、カリキュラムマネジメント、アセスメントプラン、IR(IR: Institutional Research)との連携などについて一体的に取り組む体制を、2021年度に向けて自己評価委員会のもとに構築（「教学マネジメント部会」（仮称））する予定である。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

【目標・計画】

- ・平成 20(2008)年度に、長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、第Ⅰ期中期目標・計画（平成 20(2008)年度～平成 24(2012)年度）を策定した。これは、10 の項目で構成され、項目ごとに目標・計画を定め、毎年度、各項目の目標達成度を点検・評価し、改善策を講じる仕組みとした。
- ・同様に第Ⅱ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）を策定した。
- ・さらに学校法人常翔学園（以下「本学園」という）創立 100 周年となる平成 34(2022)年に向けた基本構想「J-Vision22」（平成 26(2014)年度に「New J-Vision 22—常翔学園創立 100 周年に向けて」に改定後、平成 28(2016)年度に New の表記を削除）における長期ビジョンを達成するため、第Ⅲ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）を策定し、項目毎の目標達成度合や数値目標を設定し、毎年度、各項目の目標達成度の点検・評価を行っている。
- ・平成 27 年度に大学機関別認証評価を受審して以降、大学の将来像実現に向けた大学マネジメントシステムの再構築として、大学改革の達成状況を確認し、着実に実行するための仕組みとして「改革実行シート」を導入し、自己点検・評価を連動させて、3 年に一度「自己点検・評価報告書」を作成し、目標と現状を分析することで目標に対する達成度を点検・評価改善に結びつけている。

【点検・評価】[全学]

- ・平成 20(2008)年度以降、自己評価委員会により、年度毎の中期目標・計画の自己点検・評価を行うことで、広島国際大学、広島国際大学大学院及び広島国際大学助産学専攻科（以下「本学」という）の運営に反映してきた。平成 25（2013）年度までの結果については、本学園内に留め、公表は行っていない。
- ・平成 20(2008)年度に日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審した際に、自己評価報告書に記載した改善・向上方策について、平成 25(2013)年度末時点の対応状況を自己評価し、概ね改善できていることを平成 26(2014)年 3 月にホームページ上に公表した。
- ・平成 25(2013)年度に、第Ⅰ期中期目標の点検・評価の結果とともに、日本高等教育評価機構の評価基準項目（基準 1～基準 11）に従って、平成 21(2009)年 4 月～平成 25(2013)年 7 月の自己点検を行い、平成 26（2014）年 3 月に「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 21 年 4 月～平成 25 年 7 月〕」を作成した。
- ・平成 26(2014)年度に、日本高等教育評価機構の評価基準項目（基準 1～基準 4）に基づき、平成 25(2013)年度の自己点検を行い、平成 26（2014）年 12 月に「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月〕」を作成した。
- ・両報告書は学内配付するとともに、本学ホームページに掲載することで学外へ公表した。
- ・続いて、平成 26(2014)年度の自己点検を行い、平成 27（2015）年 3 月に「平成 26(2014)年度 自己点検・評価報告書〔平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月〕」を作成した。本報告書

は、冊子にせず、本学ホームページに掲載することで学内外へ公表した。

- ・平成 27(2015)年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価を受審し、平成 28(2016)年 3 月に、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしているとして認定された。
- ・第Ⅱ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）について、最終年度の平成 29(2017)年度に総括して評価を行い、学内に公表した。
- ・本学では、教育情報を含めた全学的な情報を、ホームページに掲載し公表している。これらの公表データには数量的なデータが含まれているとともに、複数年度分を公表することで、透明性の高いものとなっている。自己点検・評価報告書の記載内容は同データが基礎情報となっており、エビデンスを明確に示しながら自己点検・評価を行っている。

【点検・評価】【学部・学科、研究科・専攻】

- ・平成 21(2009)年度に薬学部において、一般社団法人薬学教育評価機構の薬学教育（6 年制）第三者評価・評価基準に基づいて自己評価(自己評価 21)を行った。
- ・平成 23(2011)年度に大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしているとして認定された。
- ・平成 26(2014)年度に薬学研究科医療薬学専攻において、薬学系人材養成の在り方に関する検討会からの提言に基づき、大学院 4 年制博士課程における自己点検・評価を行った。
- ・平成 26(2014)年度に総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻において、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受審し、評価基準を満たしているとして認定された。
- ・平成 28(2016)年度に大学院心理科学研究科実践臨床心理学専攻において、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会による臨床心理分野専門職大学院認証評価を受審し、評価基準を満たしているとして認定された。
- ・平成 29(2017)年度に総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科理学療法学専攻及び言語聴覚療法学専攻において、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構の審査を受審し、評価認定を受けた。
- ・令和元(2019)年度に薬学部薬学科は一般社団法人・薬学教育評価機構が定める「薬学教育評価 評価基準」に適合されているとして認定された。認定期間は令和 2(2020)年 4 月から令和 10(2028)年 3 月までとなっており、6 年制薬学教育をさらに充実するべく、検証・改善を繰り返している。
- ・令和元(2019)年度総合リハビリテーション学部リハビリテーション学科作業療法学専攻が一般社団法人リハビリテーション教育評価機構に評価申請を行い、令和 2(2020)年 3 月に適正な養成施設として認定されている。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・IR を組織的に推進できるよう、広島国際大学 IR センター規定を定め、平成 27(2015)年 4 月に事務組織として IR センターを設置した。
- ・運営は IR センター長と各委員（各委員）と事務部署である学長室が行っている。体制は

IR センター長、IR センター副センター長、IR センター委員 5 名、事務職員 3 名の合計 10 名となっている。運営に際し、年度当初に年間活動方針及び各委員の業務分担を決め、業務を遂行している。活動方針に該当しない業務が発生した場合、関連部署と調査・データ収集項目を再考し業務を進めている。

- ・ IR センターではこれまで現状分析等に必要データの整理・収集、国家試験や休退学にかかる分析を行い、分析した情報を関係学部や事務部署にフィードバックすることで教育・研究、大学経営等に活用している。
- ・ 令和 2(2020)年度より大学のブランディング指標を「学生満足度」と定め、学生アンケート調査により定期的に満足度を調査し分析する仕組みを構築した。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・ 今後も自己評価委員会が中心となり、定期的に自己点検・評価を継続実施し、社会へ公表していく。
- ・ 大学ブランドを点検・評価するため、今後、学生満足度にかかる学生アンケート調査を全学部生対象に実施するとともに、卒業生やステークホルダーを対象としたアンケートも加え、大学の各種取組との関連性を分析することで改善に結び付けていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【P：計画、D：実行】

- ・ 平成 20(2008)年度に、長期ビジョン実現のための具体的な実行プランとして、第Ⅰ期中期目標・計画（平成 20(2008)年度～平成 24(2012)年度）を策定した。これは、10 の項目で構成され、項目ごとに目標・計画を定め、毎年度、各項目の目標達成度を点検・評価し、改善策を講じた。
- ・ 同様に、第Ⅱ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 25(2013)年度～平成 29(2017)年度）を策定し、最終年度の平成 29(2017)年度の評価結果を受けて、第Ⅲ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）の作成を行った。
- ・ さらに、常翔学園創立 100 周年に向けた長期ビジョンを達成するため、第Ⅲ期中期目標・計画（5 ヶ年：平成 30(2018)年度～平成 34(2022)年度）を策定し、項目毎の目標達成度合や数値目標を設定し、毎年度、各項目の目標達成度の点検・評価を行っている。

【C：評価、A：改善】

- ・ 平成 20(2008)年度の自己点検評価書に記載した改善・向上方策（将来計画）及び日本高

等教育評価機構の評価結果に記載された意見について、自己評価委員会のもと自己点検・評価を行い、改善状況について「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 21 年 4 月～平成 25 年 7 月〕」を作成した。続いて、「平成 25(2013)年度 自己点検・評価報告書〔平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月〕」、「平成 26(2014)年度 自己点検・評価報告書〔平成 26 年 4 月～平成 27 年 3 月〕」を作成し、問題点の抽出、改善を行った。

- その後も自己評価委員会において、日本高等教育評価機構の評価基準項目に従った自己点検・評価を行うとともに、施策マネジメントシートを用いて各学部・事務部署から年度目標・計画に対する達成状況の報告を受け、計画の効率性・有効性等を数値等の客観的な指標に基づき、体系的に評価し、改善する体制を整えた。
- 平成 30(2018)年度からは施策マネジメントシステムに代わり、改革実行シートを導入し、大学改革にかかる 5 ヶ年の長期目標（2022 年度を到達年度）を全体計画として、単年度ごとに実行計画を点検・評価・改善していく仕組みを再構築した。
- 改革実行シートは月次で管理を行い、各改革項目の進捗状況を定期的に把握できるようにしている。また、全教職員に進捗状況を公開していくことで、全教職員が大学改革への共有認識を持ち、一丸となって大学改革を推し進められるよう体制を構築している。
- 本学の教育研究上の目的をディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーの「三つのポリシー」に反映させ、教育活動を展開していくとともに、自己評価委員会を中心とした自己点検・評価活動と改革実行シート等に基づく大学改革の実行を結びつけ、改善・向上に繋げている。
- 平成 30(2018)年度に、「三つのポリシー」に基づき、教育が実施されているかをアセスメントする「アセスメントプラン」を設定した。
- 自己評価委員会の委員長は学長であるため、委員会での自己点検・評価の結果は随時大学改革に反映され、ミッション・ビジョンの実現につなげている。
- 平成 30(2018)年度には、個々の教員の資質向上に向けて、新たな教員評価制度を設け、教員の「個人活動評価」を「基本行動」「教育」「研究」「社会貢献」「その他」の 5 領域で、「組織評価」を第Ⅲ期中期目標の「学生・生徒募集」「教育・研究」「学生・生徒支援」「進路・就職」「人事」「財務」「学校間連携」「ブランディング」「社会貢献」「グローバル化」「ユニバーサルキャンパス」の 11 領域で総合的に評価し、改善に繋げている。

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

- 平成 30(2018)年度から導入した改革実行シートが有効に機能できるように評価システムを適宜見直し、改善活動を行うことができるよう精度を高める。
- 「アセスメントプラン」の運用を行うにあたり、「三つのポリシー」の評価項目を明確にした上で定期的な見直しや修正を行い、更なる改善、向上に繋げていく。
- 教員評価制度には、「個人活動評価」、「組織評価」に、さらに「学生評価」として授業アンケートの結果も加え、教育・授業改善に繋げる予定である。

【基準 6 の自己評価】

- 自己評価委員会を中心に、エビデンスに基づく透明性の高い自己点検・評価を行って

- る。
- 改革実行シートの導入により「大学全体」として立てられた目標・計画を着実に実行できる体制としている。また、自己評価委員会の点検・評価の結果を踏まえ、定期的に本シートの内容も見直しを行っていくことで PDCA サイクルが継続実施される体制としている。
 - 教員評価制度により、個々の教員レベルでの改善も図れる体制としている。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

《A-1の視点》

- A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供
- A-1-② 教育研究上における、企業や他大学との適切な関係構築
- A-1-③ 大学と地域社会との協力関係の構築

(1) A-1の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

・広島国際大学（以下「本大学」という）の目的は「広島国際大学は、ひとと共に歩み、ここに届く医療を実践する専門職業人を育成し、加えてあらゆるひとの健康と幸福に資する研究を推進する。もって広く社会に貢献する。」であり、この目的を達成するために、教育・研究に加え、地域社会貢献として、以下に示す大学施設の開放及び公開講座等を行っている。

1)大学施設の開放

- ・図書館を近隣住民に開放しており、貸出・閲覧・複写等のサービスの利用を可能としている。
- ・令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響により、一般利用者の利用を停止している。
- ・卒業生・教職員退職者のみ、図書貸出に限り利用可となっている。
- ・令和 2(2020)年度学外者登録者数は、卒業生、東広島キャンパス 3 名、呉キャンパス 6 名、教職員退職者東広島キャンパス 1 名、非専事務職員（派遣等職員番号が無い方）東広島キャンパス 2 名、呉キャンパス 2 名、合計 14 名となっている。
- ・広島国際大学、広島国際大学大学院及び助産学専攻科（以下「本学」という）の教室や体育施設についても、教育・研究に支障のない限り、学会・国家試験・公務員試験・外国語の検定試験等の実施や地域行事等を中心に貸し出しを行っている。
- ・地元の小・中学校や地域の方々の施設見学や模擬授業等の依頼には積極的に対応している。
- ・東広島キャンパス、呉キャンパスにおいては、地元の社会人野球チームや少年野球チームに野球場を貸与している。

2)公開講座・生涯学習講座等の開催

- ・平成 30(2018)年 4 月に広島国際大学が開学 20 周年を迎え、記念事業として、学生や教職員だけではなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる学び舎」に

なることをめざし、誰もが一緒に学びあったり、教えあったり、集ったりしながら、健康で楽しい毎日を過ごすための活動の場として「広国市民大学（仮称）」を開学した。

- ・平成 30(2018)年度は「こども未来コース」、「IT 活用コース」の 2 コースを開講し、各コース 25 名の定員に対し、各コース 28 名、21 歳から 81 歳までの幅広い年齢層の学生計 56 名（定員充足率 112%）が学んだ。
- ・広国市民大学（仮称）の開学に伴い、これまでの広島国際大学公開講座「咲楽塾」を「広国市民大学 公開講座」と名称変更し、更なる講座の魅力向上、充実を図っている。保健・医療・福祉系 21 講座、教養系 4 講座の計 25 講座を開講した。その他、県内大学と広島市等が連携して実施している公開講座「ひろしまカレッジ（シティーカレッジ 4 講座、大学で開講する公開講座 4 講座の計 8 講座）」の開講を予定した。年度末には東広島市との連携事業として、市民に対して高度で専門的な学習機会を提供する「リカレント講座」を開講した。
- ・従来より実施している子ども向けの科学・ものづくり・職業体験講座においても、平成 30(2018)年度より、「広国市民大学 子ども向け体験講座」と名称変更し、更なる講座の充実を図っている。

名称については、各種イベント等においてアンケートを実施し、その結果をもとに学内座談会を開催して検討した。これらを踏まえ「広国市民大学」の名称とする旨、平成 30(2018)年度第 2 回広島国際大学地域連携推進委員会（2019 年 3 月 4 日）で承認を得て正式名称として決定した。

- ・開学 2 年目の令和元(2019)年度は、「いのちを紡ぐコース」を新設し、既存の 2 コースと合わせ、計 3 コースでスタート。総定員 125 名に対し延べ 125 名が入学した。学生の参画として、「IT 活用コース」において、ティーチングスタッフとして市民学生の学習補助等に関わり、非常に好評であった。
- ・令和元(2019)年度公開講座は、40 講座を開講した。
- ・学外（小・中学校）からの講師派遣や大学体験・見学等の依頼に対しては、関連学部・学科と調整のうえ 13 件実施した。

東広島市との連携事業である東広島市生涯学習まちづくり出前講座では、8 件の申し込みがあり実施した。その他、行政・企業・団体等と連携したイベントへ、継続的に参画・出展した。

- ・令和 2(2020)年度広国市民大学は、「たおやかな心」を育むコース」とゼミナールを新設し、総定員 145 名に対し延べ 307 名の申込み（手続者 250 名）があったが、新型コロナウイルスの影響により全講座中止した。加えて、例年実施している子ども向け体験講座についても止む無く中止とした。また、公開講座も、23 講座の開講を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、対面での講座は全面的に中止とした。後期にオンラインによる 1 講座を準備していたが、最低開講人数に達しなかったため非開講となった。
- ・学外（行政、中学校等）からの講師派遣の依頼に対しては、関連学部・学科と調整のうえ 4 件実施した。
- ・東広島市との連携事業である東広島市生涯学習まちづくり出前講座では 2 件の申し込みがあり実施した。その他、行政等と連携したイベントでは、継続的に参画・出展した。

3)地域ボランティア等

- ・平成 25(2013)年度から、ボランティアセンターを設置し、学内外のボランティア情報を

一元化し、学生の地域ボランティア活動を支援している。

- ・心理臨床センターでは、様々な心の問題を持つ一般市民の相談に応じ、カウンセリング活動を行っている。

4)中高大連携（キャリア教育支援等）の実施

- ・平成 21(2009)年度から、高大連携協定を締結している呉市立呉高等学校の 2 年次生を対象に、大学体験学習「Let's Try Campus Life」を令和元(2019)年度まで開催した。さらに平成 24(2012)年度から、広島県瀬戸内高等学校、広島国際学院高等学校において、総合学習の時間を利用し、医療・福祉系のキャリア教育支援として、医療分野のキャリア教育の授業を実施している。
- ・平成 28(2016)年度から、高大連携担当のスタッフを置いたほか、独自の連携教育プログラムを作成するなど、連携授業の実施校は毎年増加している。
- ・中高大連携として、学校法人常翔学園（以下「本学園」という）の姉妹校である常翔学園中学校・高等学校の正課授業「総合学習の時間」において、姉妹校である大阪工業大学、摂南大学及び本学が教育プログラムを組んでいる。常翔学園中学校では、生徒の知的好奇心を養い幅広い教養を身に付けることを目的として「常翔キャリアアップチャレンジ」を実施しており、常翔学園高等学校では、大学進学に向けての目的意識や進学意欲の向上を図ることを目的として、「夢発見ゼミ」を実施している。また常翔啓光学園中学校では、大学の学問を幅広く学修・体験することで、実社会や日常生活とのかかわりを理解し、学修への意欲を高める「K1クエスト」を実施し、常翔啓光学園高等学校では、自らが課題を見つけ、自らが学び、主体的に判断する力を育成する「みらいマップ」を実施している。

5)しあわせ健康センターの相談実績

- ・令和元(2019)年度において、運動・リハビリ支援相談が延べ 30 件、飲み込み・聞こえ相談が延べ 17 件、認知症予防相談が 1 件あった。定期活動としては、4 月よりアスリートの障害後、復帰にいたるまでの支援(4 選手) (1 回 / week)やコンディショニング、パフォーマンス向上に至る支援を行っている。
- ・令和 2(2020)年度において、運動・リハビリ支援、飲み込み・聞こえ、認知症予防、睡眠に関するメール相談は 12 件あり、電話相談は 2 件あった。また、地域の公民館や集会所などの通いの場で行う出張体力測定会を 5 回実施している。

A-1-②教育研究上における、企業や他大学との適切な関係構築

- ・本学は以下に示す企業及び他大学とのネットワークを強化している。

1)企業との連携

- ・本学の教員について、専門分野と研究テーマ等を網羅し、産学官の連携を密にするために、「研究者要覧」をホームページ上に掲載している。
- ・平成 23(2011)年度からは、日本最大の産学官連携イベントのひとつである「イノベーション・ジャパン」に毎年申請しており、平成 30(2018)年度は 2 件申請し 1 件採択、令和元(2019)年度は 1 件申請し 1 件採択、令和 2(2020)年度は、1 件申請し 1 件採択されており、産学官連携の推進を図っている。なお、令和 2(2020)年度はコロナ禍の影響により Web 開催となった。

- ・東広島市産学金官連携推進協議会に参画し、「東広島市産学金官マッチングイベント」において、本学の研究シーズの発表と展示を行い、東広島市内に拠点がある大学・研究機関・企業等とのパイプづくりの強化に努めている。
- ・広島県が代表を務める「ひろしまヘルスケア推進ネットワーク」に参画し、平成 26(2014)年度～平成 28(2016)年度には「医療・福祉課題解決に向けたデバイス開発パイロット事業」において、本学・支援機関・県立病院・県内企業との 4 者で共同研究を行った。また、平成 29(2017)年度～平成 30(2018)年度には「ひろしま医療関連産業創出支援事業費補助金」により、本学教員が県内企業へ学術指導を行っている。
- ・平成 29(2017)年度から、超高齢社会を迎えたわが国において、今後、更なる高齢化が進むにあたり、「予防」と「いざというときの知識の情報発信」を目的とした、フジグラン東広島が開催している「フジ健康フェスタ」に参画し、本学教員 3 名がそれぞれの専門の立場から講演を行っている。平成 30(2018)年度は、本学教員 2 名の講演と総合リハビリテーション学部の測定・相談ブースを出展し、令和元(2019)年度は、本学教員 1 名の講演と保健医療学部・総合リハビリテーション学部の測定・相談ブース、心理学部の相談ブースを出展した。
- ・平成 25 (2013) 年度から、美と健康・くらしの情報を発信・提案するイベントとして、中国新聞・ウォンツが開催している「健康サポートフェア」に協力機関として、ブース出展するとともに、学生もボランティアスタッフとして運営補助を行っている。平成 30(2018)年度は、薬学部の「錠剤を作ろう～ラムネ菓子で楽しく体験～」、令和元(2019)年度は薬学部の「錠剤を作ろう～ラムネ菓子で楽しく体験～」、医療栄養学部・医療福祉学部合同の「食事支援改革!!『いつまでもおいしい食事を～凍結含浸食の試食コーナーと自助具～』」を出展している。

2)他大学との連携

- ・広島県内を中心とした中国地方の大学等が加入している「教育ネットワーク中国」に加入し、大学間連携を進めている。また、教育ネットワーク中国の主催する「単位互換制度」に、平成 23(2011)年度に加入し、「単位互換制度に関する包括協定書」及び「単位互換制度に関する包括協定書についての覚書」を締結している。
- ・平成 12(2000)年度より、本学をはじめ県内 8 つの高等教育機関と呉市、坂町で構成される「呉地域オープンカレッジネットワーク会議」に参加し、公開講座や研究活動をとおして他大学等との連携を図っている。
- ・平成 22(2010)年度よりエリザベト音楽大学と、平成 23(2011)年度には、比治山大学と包括協定を締結している。
- ・本学園の姉妹校である大阪工業大学と摂南大学及び本学で、平成 23(2011)年度から「常翔学園 3 大学体育会課外活動団体交流戦」を、平成 25(2013)年度から「常翔学園 3 大学文化会課外活動団体交流会」を行い、学園設置大学間の連携強化及び学生間の交流推進、ならびに各学生支援部門の連携強化を図っている。
- ・平成 22(2010)年度より、東広島市と、東広島市内に所在する広島大学、近畿大学工学部、エリザベト音楽大学及び本学とが連携し、東広島市のまちづくりに寄与することを目的として連携協定を締結し、大学と地域の共催によるイベントの実施やその情報発信等を行っている。平成 30(2018)年度は 4 大学が大学紹介や体験イベントとして「まちなかキ

「キャンパス in 東広島」に参加を予定していたが、豪雨災害により中止となった。令和(2019)年度、令和 2(2020)年度は東広島生涯学習フェスティバルにおいて、各大学のトピックスや地域との取り組みをパネル展示により情報発信を行っている。

- 平成 27(2015)年度より、文部科学省補助事業「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+）」として、県内 9 大学（申請代表校：広島市立大学）にて、「観光振興による『海の国際文化生活圏』創生に向けた人材育成事業」へ参加校として協定を締結し、本学は山県郡安芸太田町三合地区、東広島市黒瀬丸山地区ならびに呉市豊島地区を対象地域とした「中山間地域と島しょ部間の交流による地域活性化プロジェクト」において、サロン活動や 3 地区合同イベント等を実施し、令和元(2019)年度に本事業の取組みは完了した。

A-1-③大学と地域社会との協力関係の構築

- 本学は主として本学が立地する広島県、東広島市及び呉市などと社会協力関係を構築し、以下に示す地域における様々な活動を通じて良好な関係を構築している。
- 1) 広島県との医療・介護・福祉・保健分野における連携協定の締結
- 2) 広島県との連携協定に基づく広島県医療介護経営人材育成支援事業による医療介護経営人材育成セミナー（基礎研修、専門研修）の実施
- 3) 学生が地域で活躍し、地域貢献に繋がることを期待する「広島国際大学チャレンジプロジェクト」の実施
- 4) 東広島市西条町の「西条酒まつり」、呉市安浦町野路西地区の「秋の収穫祭」、呉市広の「広土曜夏祭り」等への学生のボランティア参加
- 5) 「東広島市生涯学習システム」への参加及び「東広島市学園都市づくり交流会議」への加入による東広島市生涯学習システムの構築
- 6) 東広島市消防局の「学生消防団員」及び呉市消防団への学生の入団
- 7) 東広島キャンパス及び呉キャンパスと地元自治会との情報・意見交換会の実施による協力関係構築
- 8) 呉キャンパス 1 号館前に地域との交流掲示板を設置し、地域と大学の交流を活性化
- 9) 独立行政法人国立病院機構 呉医療センター、国家公務員共済組合連合会 呉共済病院、独立行政法人労働者健康福祉機構 中国労災病院の 3 病院との協定の締結
- 10) 島根県飯南町のセラピー事業の推進や健康増進、医療・福祉人材の育成支援等を通じた地域医療・福祉の充実への貢献及び地域振興等に寄与することを目的とした、島根県飯南町との連携協力協定の締結
- 11) 熊野町の保健福祉の推進を通じて、健康増進、介護予防・認知症予防等地域保健・福祉の充実及び地域で活躍できる人材を育成することを目的とした、広島県安芸郡熊野町との連携協力協定の締結
- 12) 呉市における産業振興、健康増進、教育振興、市民協働の推進を図ることを目的とした、包括的な連携協定の締結
- 13) 安芸太田町における安芸太田型地域包括ケアシステムの構築と継続性を図るとともに、本学における教育、研究、社会貢献等の充実発展を図ることを目的とした、山県郡安芸

太田町との連携協力協定の締結

- 14)平成 28(2016)年度から東広島市「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に定める『子育てするなら東広島』の実現に向け、東広島市全体に子育て支援の輪を広げるきっかけづくりの位置付けとして「こども未来フェスタ」にブース出展と運営補助等のボランティアとして学生が参画している。平成 29(2017)年度には、本学東広島キャンパスが会場となり、「こども未来フェスタ in 黒瀬」が開催され、本学からは、リハビリテーション支援学科が「フットプリンターで足型測定をしてみよう!」、医療福祉学科が「アロマオイルハンドマッサージをしませんか?」を出展した。また、実行委員会メンバーとして、心理学部の教員や学生が参画し、当日の運営補助等のボランティアにも約 40 名近くの学生が学生コンシェルジュとして協力した。このイベントの参加者は約 4,700 名で、非常に好評であった。平成 30(2018)年度は東広島市役所福富支所を会場に「こども未来フェスタ in 福富」が開催され、約 2,600 名の参加者に対し、心理学科、医療福祉学科、診療放射線学科、リハビリテーション学科の学生が学生コンシェルジュとして協力している。令和元(2019)年度は近畿大学工学部広島キャンパスを会場に「こども未来フェスタ in 高屋」が開催され、約 1,300 名の参加者を対象に医療福祉学部が「レモネードスタンド」、「わくわく風船・折り紙プレゼント」を出展した。本事業は令和元(2019)年度で一定の役割を終えたことから、今後は各地域で展開していくこととなり、行政が主体となった活動は一旦終了となった。
- 15)平成 24(2012)年度から東広島市で活動する課外活動団体等が日ごろの学習活動やサークル活動の成果の発表や作品の展示及び紹介等の場としている「生涯学習フェスティバル(主催:東広島市生涯学習フェスティバル実行委員会)」に参加し、本学ならではの体験ブースの出展や取り組みを発表している。平成 29(2017)年度は、総合リハビリテーション学部が「運動機能を知ろう!」、薬学部・看護学部・医療栄養学部が「骨粗しょう症の発症原因を知り、予防法と治療薬を学ぼう!」、平成 30(2018)年度は、薬学部、医療栄養学部が「骨粗しょう症の発症原因を知り予防法と治療薬を学ぼう!!～骨密度を測定しよう」、令和元(2019)年度は、総合リハビリテーション学部が「飲み込み、聞こえに関する健康維持・増進法～舌圧測定と聞こえの健康チェック～」、薬学部、看護学部、医療栄養学部が「骨粗しょう症の予防のために～骨密度を測定してみませんか?～」を出展した。また、運営補助等のボランティアとして、毎年、心理学部の学生が「地域支援実習:東広島市生涯学習課との連携授業」の一環として参画している。
- 16)広島県が推進する「がん検診へ行こう」に平成 27(2015)年度から本学も参画し、平成 29(2017)年度は、中国新聞社本社で、薬学部の学生が制作したがん検診を啓発するパネル<「いのち」に寄りそうプロジェクト～薬学部生の私たちが伝えたいこと～>の展示を行った。また、平成 30(2018)年度は広市民センターにおいてもパネル展示による啓発活動を行った。
- 17)平成 30(2018)年 10 月 2 日付で、江田島市、社会福祉法人江田島市社会福祉協議会、広島県立大柿高等学校と本学は、医療・福祉・介護分野における人材の育成、確保、福祉による地域の活性化及び地域振興を図ることを目的に包括連携協定を締結した。
- 18)平成 31(2019)年 1 月 21 日付で、竹原市、広島県立竹原高等学校、広島県立忠海高等学校、学校法人古沢学園専門学校福祉リソースカレッジ広島、竹原商工会議所、竹原地域

社会福祉協議会と本学は、地域の福祉・介護・保育分野の力の向上、人材の確保・育成及び地域の活性化への取り組み等、地域振興（ふくしのまち竹原）の推進を図ることを目的に包括連携協定を締結した。

- 19)令和元(2019)年5月28日付で、東広島市と本学は、健康なまちづくりに関する協定を締結し、健康づくりの推進を行い、市民の健康増進、健康寿命の推進を図ることを目的として活動している。令和2(2020)年6月には東広島市健幸ステーション連絡協議会を立ち上げ、フレイル対策を主軸とした健康づくり・介護予防の推進活動を開始し、10月27日に東広島市フレイル対策プロジェクトとして東広島市役所において記者会見を行い、地域のフレイル対策の拠点として令和3(2021)年度から「しあわせ健康センター」の活動を東広島市と協議して行く予定である。
- 20)令和2(2020)年2月4日付で、鳥取県、公益財団法人ふるさと鳥取県定住機構と本学は、学生に対する鳥取県の就職に関する情報等の提供及び学生の就職活動の支援により、鳥取県出身者をはじめとする学生のIJUターン就職の促進を図ることを目的に協定を締結した。
- 21)令和2(2020)年3月30日付で、本学と株式会社広島銀行がSDGsへの取組も視野に入れた健康づくりの推進をとおして、教育・研究その他の健康事業の進展と、広島銀行従事者及びその家族の健康増進、健康寿命の延伸を図ることを目的に連携協定を締結した。
- 22)令和2(2020)年4月7日付で、一般社団法人東広島青年会議所と本学は、地域の課題に適切に対応し、明るい豊かな地域社会の形成、地域における大学の永続的発展と人材育成に寄与することを目的に包括連携協定を締結した。
- 23)令和2(2020)年11月11日付で、本学と株式会社八天堂、社会福祉法人宗越福祉会は、健康福祉を中心とした地域づくりのための持続可能なウェルネスビジネスモデルの開発を目的に連携協定を締結した。
- 24)令和2(2020)年12月10日付で、独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院と本学は、教育・研究・社会連携活動の包括的な連携・協力体制をとることにより、両機関の一層の進展に資することを目的に包括連携協定を締結した。
- 25)令和3(2021)年3月8日付で、本学と東広島市は、消防・救急技術の向上や人材育成などを行うことにより、多岐にわたる消防防災力の持続的な発展を図ることを目的に協定を締結した。

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

- ・広国市民大学の持続可能な実施体制の構築に向けて、令和元(2019)年度は、学生WGを立ち上げ、学生による運営や参画方法等について議論した。学生が直接運営に携わる体制の構築には至っていないが、課題・問題点等の洗い出しができたことから令和元(2019)年度以降、それぞれの課題等に対する具体的な対応策等について深掘を行うこととしている。
- ・令和2(2020)年度は、新型コロナウイルスの影響から学生WGの募集はできなかったが、令和3(2021)年度は学生による運営参画に向けての移行期間と定め、令和4(2022)年度から広国市民大学を健康科学部（医療経営学科）の教員・学生がコース選定や学生募集から講義実施まで、主体（事務局）となり運営するための打合せを学部・学科教員と行い、

今後もスムーズな移行に向け準備を進める。

- ・地域のフレイル対策の拠点として令和 3(2021)年度から「しあわせ健康センター」の活動を東広島市と協議し推進していくが、管理者やプログラム推進教員のエフォートなど解決する課題も多く、今後、随時協議しながら、より実効性のある取組みに向け、準備を進める。

A-2 教育研究成果の学内外への広報

《A-2 の視点》

教育研究成果における学内外への広報体制

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-2 教育研究成果における学内外への広報体制

- ・本学の広報活動を進めるにあたり、「広島国際大学広報推進委員会」を設置し、広報戦略の立案を行っている。
- ・本学ホームページの掲載情報の公正性及び適切性の確認については、入試センターにおいて実施している。また、掲載情報は各部署が随時ホームページ管理会社に更新を依頼し、最新の情報を正確かつ迅速に公表するように努めている。
- ・平成 28(2016)年度から、大学広報を企画課・広報室、入試広報は入試センターと役割分担し協働しつつもそれぞれ独立して広報活動を行っていたが、令和 2(2020)年度からは、広報業務の指揮を入試センターが執りつつ、入試広報は入試センターで直接担当し、大学広報は広報室と役割分担し協働により、広報活動を行っている。
- ・研究支援・社会連携センターが研究成果展開コーディネート業務を委託しているコーディネーター機関により、大学の研究シーズの発掘及び企業ニーズ調査等を行い、データベースの構築を行っている。
- ・各種シーズ・ニーズマッチング催事への参加展示等をはじめ、本学教員の専門分野や研究テーマ、研究成果を本学ホームページ上に「研究シーズ紹介」という形で発信している。

(3) A-2 の改善・向上方策（将来計画）

- ・研究者の得意とする研究分野を見える化することで、学内における連携強化を図るべく、研究者要覧のリニューアルを進める。

[基準 A の自己評価]

- ・大学施設の開放や公開講座等の開催により、本学が持つ物的・人的資源は地域社会へ提供されている。
- ・企業及び他大学、自治体等と連携協定を締結し、相互に協力関係を構築していることにより、地域社会との連携事業を進めている。

- 大学が運営する広国市民大学は、学生や教職員だけでなく、地域や社会の全ての人にとって「ともにしあわせになる学び舎」となることを目的に、健康で楽しい毎日を過ごせるよう、地域・社会のニーズに合わせてコース改定をするなど、大学が有する知的財産を地域社会へ還元する仕組みができています。
- しあわせ健康センターを健康・医療・福祉分野の総合大学として、地域の健康を支える拠点として整備できたことは非常に有益で、健康寿命の延伸に寄与しています。
- 広報にかかる組織的な体制は整備されており、本学の教育研究成果はホームページ等を通じて適切に学内外へ発信されています。

V. 特記事項

1. 本学独自の「スタンダード科目」を設置 【教育の特色】

- ・本学では、5つのDPに基づいた、より良い健康・医療・福祉従事者の養成をめざして、コミュニケーション能力や学生が自ら問題を発見し、協働して問題解決する能力を育む「スタンダード科目」を平成28(2016)年度に導入した。令和2(2020)年度からは全学的に必修科目として再編成した。
- ・この「スタンダード科目」の中で、最も特色あるものとして、学部・学科を超えたクラス編成で全学的に実施している「専門職連携教育(IPE:Interprofessional Education、以下「IPE」という)」が挙げられる。IPEについては、学生全員が専門職連携(IPW:Interprofessional Work 以下、「IPW」という))に関する知識・技術を修得するため、平成24(2012)年度から試行し、平成25(2013)年度より全学で本格的に実施しているものであり、1学年1,000人規模で行っている大学は日本では殆どない。
- ・IPEは初年次に行く基礎演習及び、2年次以降に行く総合演習から成り、IPWの基礎となるコミュニケーション能力の修得と共に、学生自らがめざす職業の理解や他職種の理解を深める。また、各職種の専門性を前提としながら、お互いを尊重しつつ相互に連携し、利用者の立場に立って問題に対処する大切さを学ぶ。
- ・この他に「スタンダード科目」では、「地域創生論」と「防災・危機管理学」を設置し、令和2(2020)年度からは全学的な必修科目「地域創生と危機管理」として統合した。この中では、学んだ知識、技能・能力を元にして、地域社会において必要とされている課題の発見と、解決する力を育むと共に、災害発生のメカニズムの理解や、「マイトimeline」作成など実践的な内容の授業を通し、防災・減災への備えについて理解を深め、地域貢献に役立てる内容となっている。

2. 地域の健康寿命の延伸に資する本学の取り組み【研究・地域貢献の特色】

- ・本学では、健康・医療・福祉分野の総合大学として、その専門性を活かして地域の健康寿命の延伸に資する取り組みをしている。
- ・平成31(2019)年1月に地域住民の健康寿命を延伸するための機能として「しあわせ健康センター」を東広島キャンパス2号館に設置した。
- ・本センターでは、地域の健康寿命の延伸のために地域の健康状態の把握するため、地域住民に対する健康相談、健康教室、健康指導などを行っている。
- ・令和2(2020)年度より「Active Wellness Center」内に移転し、より充実した施設において活動しているが、コロナ禍により、現状では電話相談を中心に業務を進めている。加えて、令和2(2020)年6月には、本学を中心に地域の健康づくりや介護予防等を担う多様な団体と連携し、「東広島市健幸ステーション連絡協議会」を立上げ、フレイル対策に向けた方針や企画立案の検討を行うほか、健康で幸せに暮らせるまちづくりに向けた情報交換を行っている。
- ・令和3(2021)年4月以降に呉キャンパス3号館3階スポーツラボ内に新たな活動場所を設ける予定である。
- ・これらの健康寿命延伸の研究及び地域貢献を果たすことにより、本学の健康・医療・

福祉分野のブランド確立を志向する。